

米国自由法 —米国における通信監視活動と人権への配慮—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 鈴木 滋

【目次】

はじめに

I 通信監視活動の基本的な枠組みと立法経緯

- 1 外国諜報監視法（FISA 法）の概要
- 2 愛国者法の成立と FISA 法の改正

II 通信監視活動の合法性をめぐる議論

- 1 スノーデン事件がもたらした波紋
- 2 主な論点と改善に向けた提言

III 米国自由法の成立経緯と概要

- 1 法律の成立経緯
- 2 法律の概要

おわりに

翻訳：米国自由法関連規定（2015年11月30日現在）

はじめに

2015年6月2日、公法第114-23号「2015年通信監視活動に係る実効的原則の確保及び人権の充足により米国を統合し及び強化する法律」⁽¹⁾が成立した（この法律は、その冒頭でもう1つの法律名として規定されているとおり、「米国自由法」（USA FREEDOM Act）と呼称されることが一般的であるため、以下、こちらの法律名を用いる）。

この法律は、8編37か条から成り、大量破壊兵器の海上輸送や海上での使用、核兵器を用いたテロ活動の処罰等についても規定しているが（第8編）、立法の主眼は、テロ対策目的で行われてきた、通信監視活動をめぐる問題点を改善することにあった。法律の大半（第1編から第7編）は、通信監視を律する原則や司法の役割等を規定したもので、従来の枠組みを基本的に維持しつつ、活動が事実上無制限で司法的統制が機能していなかったことなど、指摘されてきた問題点を踏まえ、根拠法を一部改正した点が特徴である。

本稿では、この法律について、通信監視活動をめぐる問題点に焦点を当て、成立に至る経緯なども交えながら、その概要を紹介する（法律の主な条文については、本号の翻訳記事を参照）。

I 通信監視活動の基本的な枠組みと立法経緯

米国同時多発テロ事件（2001年9月11日）は、米国にテロの脅威を改めて認識させる結果となったが、この事件に先立ち、米国政府は、1970年代から、公安及び安全保障上

(1) Uniting and Strengthening America by Fulfilling Rights and Ensuring Effective Discipline Over Monitoring Act of 2015, P.L.114-23, June 2, 2015, 129 STAT. 268-313. 以下、法律名は簡略表題（Short Title）で表記する。

の必要性等を理由として、目的と対象を絞った形ではあるが、米国人又は外国人の通信に対する監視活動を実施してきた。主な根拠法として運用されてきたのは、1978年に成立した「外国諜報監視法」(Foreign Intelligence Surveillance Act・以下「FISA法」)である。ここでは、米国自由法の全般的な理解に資するため、この法律の内容と立法(改正)経緯を概観する。

1 外国諜報監視法(FISA法)の概要

合衆国憲法第4修正は、不当な搜索等に対する国民の権利保護を定めており、搜索の際は令状を必要とし、令状は、搜索を必要とする「相当な理由」(probable cause)に基づき、かつ、搜索対象となる場所や物を特定していなければ発出してはならない、としている⁽²⁾。このような憲法上の制約の下で、連邦政府が個人の通信に対する監視活動を行うための根拠法として、1978年に制定されたのがFISA法である。その後、同時多発テロ事件を受けて2001年10月に制定された「米国愛国者法」(USA PATRIOT Act・以下「愛国者法」)⁽³⁾や、本稿で取り上げる米国自由法における通信監視活動関連の規定は、いずれもFISA法を改正するものであり、この法律は、この分野における法体系の中核を成している。

FISA法は、政府による合法的な通信監視を可能とする基本的枠組みとして、当該活動を実施する際は、その目的が外国諜報情報⁽⁴⁾の入手であること、米国国内で実施されること、監視対象が外国勢力のエージェント⁽⁵⁾であると信じるに足る「相当な理由」があることなど、いくつかの要件が満たされたことを条件として、この法律に基づき設置される「外国諜報監視裁判所」(Foreign Intelligence Surveillance Court・以下「FISC」)⁽⁶⁾が、活動実施請求を許可する必要があると定めたものである⁽⁷⁾。

2 愛国者法の成立とFISA法の改正

(1) 愛国者法の成立

同時多発テロ事件をきっかけとして、テロ対策強化に向けた立法機運が高まり、2001年10月26日、愛国者法が成立した。愛国者法は、FISA法についても注目すべき改正を行っている。以下、FISA法改正との関係で重要と見られる主な条文を紹介するが⁽⁸⁾、なかでも特に重要なものとしては、この法律の第215条が定めるデータ収集プログラムがある。第

(2) 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂, 2006, p.69.

(3) Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism (USA Patriot Act) of 2001, P.L.107-56, October 26, 2001, 115 STAT. 272-402. 愛国者法の概要については、以下の文献を参照。平野美恵子ほか「米国愛国者法(反テロ法)(上)」『外国の立法』No.214, 2002.11, pp.1-46. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998534_po_21401.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>; 同「米国愛国者法(反テロ法)(下)」『外国の立法』No.215, 2003.2, pp.1-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001819_po_21501.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 以下、インターネット情報は2016年1月27日現在である。

(4) 「外国諜報情報」とは、外国勢力による攻撃又は重大な敵対行為、国際テロ、大量破壊兵器の拡散等から米国を防衛する能力を維持するために必要とされる情報をいう。

(5) 「外国勢力」とは、米国人以外の者により構成され、外国政府の指示・管理を受け、国際テロ活動又はその準備に関与している団体などを意味し、「そのエージェント」とは、米国人以外で、外国勢力に雇用されて米国国内で活動している者又は外国勢力のために秘密諜報活動に従事している者などをいう。

(6) 通信監視活動実施の要件等を審査するため、連邦最高裁判所が指名する連邦地方裁判所の裁判官によって、随時設置される裁判所。審理の内容と結果は非公開とされてきたが、この点が、通信監視活動をめぐる、最も重大な問題点の1つと指摘され、米国自由法により一部改正された(Ⅲ章で若干述べる)

(7) 以下の資料を参考に記述した。The President's Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *Liberty and Security in a Changing World*, 12 December, 2013, p.131. <https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/2013-12-12_rg_final_report.pdf> この資料については、Ⅱ章の2で後述する。

(8) ここで紹介する条文は、いずれも、愛国者法制定時には2005年12月31日に失効することになっていたが、その後の法改正・再授權により効力が延長された。

215 条は、国際テロや秘密諜報活動（clandestine intelligence activities）への対策として、FISC の承認を受け、捜査当局が各種の業務記録を入手できることを定めているが、国家安全保障局（National Security Agency・以下「NSA」）は、この規定を根拠として、電話会社やインターネット・プロバイダから、個人の通話やメール等の通信情報を「業務記録」として入手していたとされており、事実上無制限の情報収集を行っていたとして、後に大きな議論を呼ぶこととなる（II 章で後述）。

一方、FISA 法は、外国諜報情報の入手要件について、従来、捜査を「ただ1つの目的」としていたが、愛国者法の第 218 条は、捜査を「重要な目的の1つ」と変更した。これにより、捜査以外の目的でも、外国諜報情報を入手する必要性があれば、情報収集が行われることとなった。連邦議会調査局（Congressional Research Service）の報告書『政府による個人情報収集—米国愛国者法再授権に関連する背景及び論点の概説—』は、この条文について、刑事捜査と外国諜報情報収集との境界を曖昧にした、と分析している⁽⁹⁾。そのほか、主な改正としては、米国人ではない外国勢力のエージェントを対象とした通信監視や物理的搜索（physical searches）を行える期間の延長（第 207 条）⁽¹⁰⁾、通信監視を伴う捜査において、ペンレジスターやトラップ・アンド・トレース（特定の通信について受信・発信元等を識別する機器類）の使用を許される場合の要件拡大（第 214 条）などがある⁽¹¹⁾。

(2) 2008 年の FISA 法改正

その後、FISA 法は 2008 年に再び改正されることとなる。2005 年、ジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）大統領が、FISA 法の定める要件（FISC からの承認や、監視対象が外国勢力のエージェントであると信じるに足る「相当な理由」を示すなど）を遵守することなく、NSA に対し、米国内に所在する者を対象とした通信監視を許可していた事実が発覚した。これを受けて、連邦議会が、ブッシュ政権の政策は、FISA 法による授権の範囲を明らかに逸脱していると見なし、法改正に動いたのである⁽¹²⁾。

2008 年改正法⁽¹³⁾の特徴は、通信監視など、外国諜報情報の収集活動に2つの類型を設けたことにある。第1の類型は、米国人を監視対象とするもので、この場合は、当該米国人が米国内と米国域外のいずれに所在するかを問わず、従来の枠組みどおり、FISC の承認が必要とされる。これに対し、第2の類型、すなわち外国人を監視対象とする場合は、新たに第 702 条を設け、FISC の個別的な承認無しに、また、対象が外国勢力のエージェントと信じるに足る「相当な理由」を示さずとも、米国域外に所在する外国人への監視活動を行えるようにした⁽¹⁴⁾。

2008 年改正法の狙いは、改めて米国人に対する監視活動を厳格に規制する一方、外国

(9) Edward C. Liu and Charles Doyle, “Government Collection of Private Information: Background and Issues Related to the USA Patriot Act Reauthorization in Brief,” *CRS Report R44042*, May 19, 2015, p.4. (<http://fas.org/spp/crs/intel/R44042.pdf>)

そのほか、第 218 条の問題性に関する指摘として、以下の文献も参照。中川かおり「米国愛国者法の概要」平野ほか「米国愛国者法（反テロ法）（上）」前掲注(3), p.4.

(10) 90 日間から 120 日間に延長された。

(11) 1998 年の FISA 法改正で、捜査目的のペンレジスターやトラップ・アンド・トレースの使用はすでに認められていた。President’s Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *op.cit.*(7), p.83. しかし、愛国者法第 214 条は、従来、「外国諜報情報又は国際テロに関連する情報の収集」に限るとされてきた使用の要件を、「米国人に関わらない外国諜報情報の入手、又は国際テロや秘密諜報活動への対策目的で行われるあらゆる捜査」へと拡大したとされる。Liu and Doyle, *op.cit.*(9), p.6.

(12) President’s Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *op.cit.*(7), pp.133-134.

(13) Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978 Amendments Act of 2008, P.L.110-261, July 10, 2008, 122 STAT. 2436-2478.

(14) President’s Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *op.cit.*(7), pp.134-135.

人については、米国人の場合より監視活動の要件を緩和することで、テロ対策の実効性を確保することにあつたと見られる。しかし、第 702 条については、米国人に対するような、監視活動の影響を最小化する手続（*minimization procedures*）が外国人には適用されず、その権利保護が何ら図られていない、との批判もある⁽¹⁵⁾。

II 通信監視活動の合法性をめぐる議論

1 スノーデン事件がもたらした波紋

個人の通信を監視することは、本来、プライバシーを侵害するおそれの強い行為である。連邦政府は、通信監視活動について、FISA 法という根拠に基づき、米国人は原則的に直接の対象とせず、仮に対象とする場合でも、目的や範囲を限定した上で、裁判所が実施を承認するという枠組みを運用することで、人権に配慮する姿勢を示してきた。しかし、いわゆるスノーデン事件は、この基本的前提に重大な疑問符を突きつけるものとなった。

スノーデン事件とは、2013 年に NSA の元職員であったエドワード・スノーデン（Edward Snowden）が、米国の情報収集活動に係る大量の機密文書をリークし、英国紙『ガーディアン』がスクープしたことをきっかけとして、多数のメディアが、それら機密文書の内容を報じたものである⁽¹⁶⁾。スノーデンがリークした機密文書には、NSA による通信監視活動の実態を伝えるものも多数含まれており、通信監視活動とプライバシー保護との関係が、改めて重要な問題として浮上することとなった。この事件でメディアが一様に報じた事実とは、政府が FISA 法を根拠として、米国人も対象となり得る、無制限かつ包括的な情報収集活動を秘密裏に行っていたというものである。具体的には、①国内及び国際電話通信に付随するメタデータの大量収集（*bulk collection*）のほか、②米国域外に所在する外国人による、インターネットを介した通信の場合には、米国人との交信記録についても偶然に入手することがあり、そうした情報についても収集が行われていたと見られている⁽¹⁷⁾。

NSA が行っていた通信監視活動の詳細は、必ずしも明らかではないが、電話通信のメタデータについては、FBI が愛国者法第 215 条を根拠として、FISC に対し、電話会社へのデータ提出命令の承認を求め、毎日継続的に（*ongoing daily basis*）提出されたデータを、NSA のデータベースに取り込むという形で収集していたとされる⁽¹⁸⁾。一方、インターネットを介した通信の監視については、「プリズム」（PRISM）というコードネームが付与され、NSA は、年間 2 億 5 千万件もの通信情報を、前述の 2008 年改正法（筆者注：第 702 条を指す）に基づき、直接、ネットプロバイダから収集していたという⁽¹⁹⁾。なお、インターネット通信

(15) Human Rights Watch, *With Liberty to Monitor All: How Large-Scale US Surveillance is Harming Journalism, Law and American Democracy*, 2014, pp.14-15. (https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/usnsa0714_ForUpload_0.pdf) この場合の「最小化する手続」とは、米国人や、米国人が交信者である通信情報については、意図的な監視対象としないことなどを指す。

(16) この事件については、リーク報道に携わった当事者の観点から、一連の経緯を詳細に紹介した、以下の資料がある。グレン・グリーンウォルド（田口俊樹ほか訳）『暴露—スノーデンが私に託したファイル—』新潮社、2014。（原著名：Glenn Greenwald, *No place to hide: Edward Snowden, the NSA, and the U.S. surveillance state*, 2014.）

(17) Edward C. Liu, et al., “Overview of Constitutional Challenges to NSA Collection Activities,” CRS Report, R43459, May 21, 2015, p.1. (<http://fas.org/sgp/crs/intel/R43459.pdf>) この場合のメタデータとは、通信内容そのものではなく、交信された電話番号や通話日時・時間などの情報を指す。

(18) *ibid.*, pp.3-4. なお、引用資料の記述が直接典拠としているのは、FISC の内部資料である。以下、同様に引用資料が FISC の内部資料に依拠している場合は、（FISC 内部資料）と記す。

(19) *ibid.*, p.10. （FISC 内部資料）

については、通信の内容を示す情報（コンテンツ）も収集していたと見られている⁽²⁰⁾。

2 主な論点と改善に向けた提言

(1) 浮上した問題点

スノーデン事件で注目を浴びた、NSAによる通信監視活動は、FISA法の授權範囲を明らかに逸脱していたと見られている⁽²¹⁾。では、FISA法が定める前述の枠組みの下で、なぜこのような活動が可能となったのであろうか。その大きな要因としては、FISCによる司法的統制が十分に機能していなかったことが挙げられる。スノーデンがリークした機密文書の中には、機密扱いとなっているFISCの内部文書も含まれていた。それらの文書から、FISCが、FBIとNSAによる通信監視活動の実施要求に対し、個別的に審査するのではなく、包括的な形で承認を与えていたことが判明したのである。

愛国者法は、第215条で、捜査対象情報が、外国諜報情報や国際テロに関係していると信じるに足る合理的な根拠がある場合、FBIがFISCに対して、関係機関から捜査に係する（relevant）「あらゆる有形物」（any tangible thing）を提出する命令を承認するよう求めることができる旨規定している。「捜査に係する」との判断は、本来、個別の事案に応じて厳格に審査されるべきものと考えられるが、2006年5月、FISCは、「関係する」という概念について、従来と比べて、「より緩やかな」（much broader）判断基準の適用を決定し、その後、愛国者法第215条に基づき、電話会社へのデータ提供命令を発出してきた⁽²²⁾。提供命令には、いかなる関係者も、FBIやNSAから当該の情報提供要求があったことを開示してはならない、との記述も含まれていたという⁽²³⁾。なお、第215条を根拠としたメタデータの大量収集について、政府関係者は、コンテンツそのものを収集しているわけではないと抗弁したが、メタデータは発信者の交友関係や生活習慣などに関わる情報を含んでいるとの論拠から、プライバシーの深刻な侵害につながる、との批判もなされた⁽²⁴⁾。

これに対し、FISA法第702条に基づく、インターネットを介した通信情報の収集については、愛国者法第215条の場合と比べると、若干問題性が異なる。第702条に基づき監視対象者を決定する際、NSAは、一度FISCから承認を受けた後、追加的に（すなわち個別的に）承認を得る必要はなかったとされているが⁽²⁵⁾、第702条は、司法長官と国家情報長官⁽²⁶⁾が、米国外に所在する者を最長1年間、情報収集の対象とすることを許可できる

(20) *ibid.*, p.11. NSAがネットプロバイダから情報を収集していた仕組みには不明な点が多い。専門家の中には、FBIの通信監視部門がプロバイダのサーバーと接続しており、これを通して、NSAが監視対象とする通信情報のデータをフィードバックするメカニズムが構築されていた、とする見方がある。菅原出「米の監視プログラム「PRISM」情報収集網は空前のスケール」『エコノミスト』91巻32号, 2013.7.23, p.46.

(21) グリーンウォールドは、以下のように述べている。「(前略)愛国者法ができたときには、この法律が合衆国政府に、ありとあらゆる人間の記録をこれほど大量に、無差別に収集する力を与えることになるうとは、誰ひとり考えていなかっただろう。おそらくは2001年にこの法律を起草したタカ派の共和党下院議員たちでさえ。あるいは、この法律を市民の権利を脅かすものと見ていた人権擁護の唱導者たちも。」グリーンウォールド 前掲注(16), p.51.

(22) President's Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *op.cit.*(7), p.94. (FISC内部資料)

(23) *ibid.*, p.95. (FISC内部資料)

(24) Harley Geiger, "Issue brief: Bulk collection of records under Section 215 of the PATRIOT Act," February 10, 2014, Center for Democracy & Technology (CDT) website. <<https://cdt.org/blog/issue-brief-bulk-collection-of-records-under-section-215-of-the-patriot-act/>>「民主主義及び技術センター」(CDT)は、通信監視活動の問題点を指摘し、FISA法改正を訴えてきた民間団体である。以下も参照。グリーンウォールド 前掲注(16), pp.202-204.

(25) President's Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *op.cit.*(7), p.136.

(26) 国家情報長官(Director of National Intelligence)は、同時多発テロ事件後、情報体制の強化を目的として設置された。その任務は各情報機関が行う情報の収集・分析・配布を統括することなどである。国家情報長官の設置経緯や設置根拠、任務等については、以下の文献が詳しい。宮田智之「米国におけるテロリズム対策—情報活動改革を中心に—」『外国の立法』No.228, 2006.5, pp.60-64. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000366_po_022804.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

旨規定している。従って、元々、法律の規定により、外国人を対象とする通信監視活動については、包括的に承認される余地があったと考えられる。しかし、外国人を対象に限った監視活動とはいえ、当該外国人の交信相手が米国人である場合は、活動の過程で偶然に当該米国人の通信情報も入手する可能性が生じる。潜在的に米国人についてもプライバシーを侵害しかねない監視活動が、司法の統制が及ばない状況で秘密裏、かつ広範に行われていたことは、メタデータ収集と同様、厳しい批判にさらされざるを得なかった⁽²⁷⁾。

(2) 活動改善に向けた提言

スノーデン事件以降、通信監視活動をめぐる議論が活発化し、人権問題や情報技術分野に関係する団体などから改善に係る多くの提言が発表された。ここでは、その一例として、『変動する世界における自由と安全保障』と題する報告書⁽²⁸⁾に盛り込まれた主な提言を、以下のとおり紹介する⁽²⁹⁾。

- ・通信監視は、合法的な捜査目的に係ると信じるに足る、合理的な理由を必要とする。
- ・政府による個人情報的大量収集・保管を禁じる。行う場合は、情報の範囲を限定する。
- ・メタデータ的大量収集・保管を停止し、プロバイダによるデータ管理に移行させる。
- ・民間事業者に課す非開示命令は、合理的な理由がある場合のみ発出できるものとする。
- ・民間事業者は、通信記録の提出命令に関する情報（回数など）を公表できるものとする。
- ・政府に対し、通信監視活動に係る命令の内容公表を義務付ける。
- ・偶然に入手した米国人の通信記録は、原則として即刻廃棄するものとする。
- ・プライバシーや市民的自由に係る利益を反映するよう、FISCに公益代理人を配置する。
- ・開示手続の見直しなどで、FISCの判決・決定内容について、透明性を向上させる。

スノーデン事件で問われたのは、政府が、司法的統制に服さず、個人情報に無制限かつ秘密裏に収集していたことの合法性という問題であった。この報告書は、通信監視活動を改善するため、活動に関する要件と範囲の厳格化、収集情報を管理する責任の明確化、活動の内容、及びFISCの審理に係る透明性の強化という3つの基本的な論点を示した。その提言は、米国自由法の立法に反映されることとなる。

III 米国自由法の成立経緯と概要

1 法律の成立経緯

(1) 2014年の動き—2つの法案—

2014年1月17日、オバマ大統領は、通信監視活動の改善について演説を行った。この演説は、国家安全保障とテロ対策のため、情報機関が通信監視能力を保有することは重要であるとの観点から、活動そのものは維持するとの結論を示したものである。演説は、その上で、透明性を高め、国民のプライバシーを守るための改善策に言及しているが、それ

(27) グリーンウォールドは、NSAは、第702条に基づき、FISCに対し、個別に令状を取らずとも、年間の監視対象者を示す一般指針を示せば、プロバイダのサーバーに直接アクセスし、いかなる外国人の通信でも監視することが可能であり、また、活動の途中で入手される米国人の情報もそのまま利用されることになっていた、と述べている。グリーンウォールド 前掲注(16), pp.118, 173.

(28) 2013年8月27日、バラク・オバマ (Barack H. Obama) 大統領は、通信監視活動の問題点を検証し、改善に向けた方策を検討するため、「情報及び通信技術に関する見直しグループ」(Review Group on Intelligence and Communications Technologies)という諮問機関を設置する覚書を発した。この報告書は、同年12月12日、同機関により発表されており、本稿ですでに引用してきたものである。President's Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *op.cit.*(7)

(29) *ibid.*, pp.24-29, 36.

らは、基本的には前述の報告書に沿った内容となっている。すなわち、米国人の通信情報の所持・使用規制や、FISCに係る一連の改革などである。演説は、愛国者法第215条を根拠とする、現行の大量収集を停止することも打ち出したが、具体的な代替策は示さず、当面は移行期間を設け、その間、緊急事態などを除き活動を禁じ、より適切な改善策を関係機関に検討させると述べるにとどまった⁽³⁰⁾。

大統領演説の前後、通信監視活動を改善する目的で、いずれも「米国自由法」案と題する2つの法案が連邦議会に提出された。下院法案第3361号(H.R.3361:2013年10月29日提出)と上院法案第2685号(S.2685:2014年7月29日提出)である。これら法案の骨格は、後に成立する「2015年米国自由法」と類似したものであるが、H.R.3361は、2014年5月22日に下院を通過したものの、最終的には成立に至らず、S.2685は、同年11月18日、審議継続否決となる⁽³¹⁾。2つの法案が頓挫した背景には、現行の通信監視プログラムを支持する、共和党指導部の強い反対姿勢があった。

(2) 2015年の動き—法律の成立—

通信監視活動の改善を目的とした立法への動きは、連邦議会が新たな会期(第114議会期)を迎えた2015年に再燃することとなる。同年4月28日、いずれも「2015年米国自由法」案と題した2つの法案が上下両院に提出された。下院法案第2048号(H.R.2048)と上院法案第1123号(S.1123)である。両法案の内容は同様に、最終的にはH.R.2048が法律として成立した(H.R.2048は大きな修正を経ることなく成立したので、その内容やポイントについては、次の項で紹介する「法律の概要」に譲る)。

H.R.2048が成立するまでには、重要な出来事や連邦議会での審議をめぐる複雑な経緯があった。2015年5月7日、第2巡回区連邦控訴裁判所(Court of Appeals for the 2nd Circuit)は、通信監視活動をめぐる判決で、政府は、FISA法における「捜査に係る」との概念を拡張解釈して、メタデータの大量収集を行っていたと述べ、その違法性を認めた⁽³²⁾。この判決は、NSAによるデータ収集プログラムの停止までは踏み込まなかったが、法案の成立に向けた機運を促進する大きなきっかけとなった。判決後に掲載された『ワシントン・ポスト』の論説は、テロ対策の持続化という観点からも、新たな法律の制定に向け、連邦議会は速やかに対応すべきだ、と述べている⁽³³⁾。

連邦議会での法案審議については、その行方を左右する2つの要因があった。1つは、愛国者法第215条など、FISA法で時限条項とされていたものが、2015年5月末日に期限切れとなること、もう1つは、共和党内が一枚岩ではなく、データ収集プログラムに対する批判も少なくなかったことである。H.R.2048は、同年5月13日に下院を通過したが、共和党のミッチ・マッコネル(Mitch McConnell)上院院内総務は、愛国者法第215条に基づく、現行のデータ収集プログラムを、期限切れ後も維持し、2020年まで延長すること

(30) Barack H. Obama, "Remarks on United States Signals Intelligence and Electronic Surveillance Programs," January 17, 2014, pp.3-7. (<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/DCPD-201400030/pdf/DCPD-201400030.pdf>) なお、メタデータの管理をプロバイダ等に委ねるとの提言については、プライバシーを侵害しないよう、プロバイダ側に新たな手続の整備が必要となること、データ管理の根拠が法的に曖昧であり、説明責任も果たせないことなどを挙げ、これを退けた。

(31) なお、S.2685については、エリック・ホルダー(Eric H. Holder)司法長官とジェームス・クラッパー(James R. Clapper)国家情報長官も、大量収集を禁止し、かつ、情報機関にとって必要な能力を維持することを可能とする法案として、支持を表明していた。両長官が、S.2685の提案者であるパトリック・レーヒイ(Patrick J. Leahy)上院議員(民主党)に宛てた共同書簡(2014年9月2日付け)を参照。(<https://cdt.org/files/2014/09/2014-9-2-FISA-letter-from-AG-and-Clapper-to-Leahy-on-S.-2685-USA-Freedom....pdf>)

(32) Ellen Nakashima, "NSA data collection is rejected by appeals court," *Washington Post*, May 8, 2015, p.A.10.

(33) "New rules for the NSA: Congress must step in to balance national security and privacy," *Washington Post*, May 11, 2015, p.A.16.

を企図していた⁽³⁴⁾。しかし、同議員は党内の意見をまとめきれず、プログラムの単純延長と H.R.2048 の採決いずれも行われないうちに、時限条項は、5月31日に失効した。このため、通信監視活動の根拠が一時的に失われる事態となる。その後、上院でも審議入りした H.R.2048 が6月2日に通過、即日、大統領の署名を経て、「2015年米国自由法」が成立し、通信監視活動は、新たに法的根拠を得た。法律のポイントは、FISA法の基本的枠組みを維持しつつ、①大量収集プログラムを停止し、②情報収集の範囲と情報保存期間を限定し、対象者への影響を最小限にとどめ、③通信監視活動及び FISC の透明性を高めることである。

2 法律の概要

本号の翻訳記事では、合衆国法典 (United States Code) から、米国自由法に関係する主な条文を訳出している。ここでは、制定法 (公法第 114-23 号) から、通信監視活動に関係する主なもの (翻訳記事では訳出していない若干の条文を含む) を抽出し、その概要を紹介する⁽³⁵⁾。なお、翻訳記事を参照する際の便として、概要記述に対応する合衆国法典の箇所を [] 内に記した (法律全文の構成・条文タイトルについては、末尾の表を参照)。

第1編第101条「通話詳細記録に対する追加要請」[50 U.S.C. § 1861 (b)(2), (c)(2)]⁽³⁶⁾

捜査機関は、対象とする情報が捜査に関係していること、対象情報である「通話詳細記録」(call detail record) の範囲と内容を限定するために用いるべき「特定選択用語」(specific selection term) が、外国勢力又はそのエージェントと関係していると信じるに足る、合理的な根拠があることを示さなければならない⁽³⁷⁾。FISC が記録提出命令の請求を承認することができる期間は 180 日を超えてはならない。入手した通信記録で、外国諜報情報に関係しないものについては、速やかに廃棄しなければならない。

第1編第102条「緊急時の権限」[50 U.S.C. § 1861 (i)]

緊急時において、司法長官は、FISC の承認無しでも記録提出を請求することができる。

第1編第103条「有形物の大量収集の禁止」[50 U.S.C. § 1861 (c)(3)]

FISC は、「特定選択用語」によって内容等を限定していない、記録提出命令の請求を承認してはならない (b 項)。

第1編第104条「司法審査」[50 U.S.C. § 1861 (c)(1)]

FISC が記録提出命令の請求を承認する際、請求の内容は最小化手続⁽³⁸⁾の要件を満たしていなければならない (a 項)。

第1編第107条「定義」([50 U.S.C. § 1861 (k)])

この法律における用語の定義を定める。この条によれば、「通話詳細記録」とは、送受

(34) Ellen Nakashima and Mike DeBonis, “White House pushes for bill limiting NSA on phone data,” *Washington Post*, May 12, 2015, p.A.3.

(35) 理解を助けるため、一部、法律の原文に無い語句も適宜補って記述した。

(36) 以下、合衆国法典の条文はこの要領で表記する。

(37) 「特定選択用語」と「通話詳細記録」については、第107条(後述)で内容が定義されている。なお、条文タイトルにある「追加要請」とは、捜査機関に対し、このような「特定選択用語」の使用を新たに義務付けることを指す。

(38) 「最小化手続」とは、情報収集対象への影響を最小限にとどめるために、FISA法が定める手続(情報の収集範囲や情報保存期間の限定など)のことを指す。

信元の電話番号などを指し、通話内容そのものは含まれない⁽³⁹⁾。また、「特定選択用語」とは、人名やアドレスなど、対象情報を特定し得る用語であり、提出を求める有形物の範囲を最大限合理的に限定するため用いられる。

第2編第201条「大量収集の禁止」[50 U.S.C. § 1841 (4)、50 U.S.C. § 1842 (c)(3)]

捜査機関が、ペンレジスターやトラップ・アンド・トレースを用いた通信監視活動の承認をFISCに請求する際、対象情報の中には「特定選択用語」が含まれていなければならない。合衆国や、市、郡、郵便番号など、漠然とした形で広い地理的範囲を示す情報や、プロバイダの名称を示す一般的な情報などは、ここでいう「特定選択用語」には含まれない。

第3編第301条「違法に入手した情報の使用制限」([50 U.S.C. § 1881a (i)(3)(D)]

合衆国域外に所在する外国人を対象とする通信監視活動で、捜査対象とする手続や最小化手続として提出された内容について、FISCが不備の修正を命令した場合は、政府に対し、当該監視活動により入手した情報の使用を制限する。

第4編第401条「法廷助言者の指名」[50 U.S.C. § 1803 (i)]

FISC及び「外国諜報監視再審裁判所」(Foreign Intelligence Surveillance Court of Review)⁽⁴⁰⁾は、記録提出命令の請求について審理又は再審理を行う際、当該請求が「法の新規の又は重大な解釈」(novel or significant interpretation of the law)を提示する場合は、その審理を援助させるため、少なくとも5名の「法廷助言者」(amicus curiae)を指名しなければならない。「法廷助言者」には、プライバシーや市民的自由、情報収集、通信技術などの分野に専門的な知見を有する人物を含めなければならない。

第5編第501条「大量収集の禁止」[18 U.S.C. § 2709 (b)]

捜査機関は、通信記録の提出命令を請求する際、人名、団体名、電話番号又はアカウントなど、対象情報を特定し得る用語を使用することができる(a項)。

第5編第502条「国家保安令状⁽⁴¹⁾の開示制限」[18 U.S.C. § 2709 (c)]

プロバイダ等は、捜査機関が通信記録を入手したことについて、開示してはならない。ただし、非開示請求について法的助言又は援助を得るため、弁護士を選任した場合は、その者に対し、例外的に開示することができる(a項)。

第5編第503条「司法審査」[18 U.S.C. § 2709 (d)(1)]

通信記録提出命令の請求又は記録提出に関係して課された非開示請求は、司法審査に服する(a項)。

(39) 政府は、通信記録そのもの(コンテンツ)は収集していないと主張してきた。この規定には、収集できる情報の範囲を改めて明確にする狙いがあるものと見られる。

(40) 「外国諜報監視再審裁判所」とは、FISCの判決に対する再審理を行う裁判所である。やはり、審理経過や判決内容は非公開とされてきた。

(41) 「国家保安令状」(National Security Letter)とは、連邦政府機関が発出する、行政的な召喚令状(Administrative Subpoena)の一種とされており、FBIは、これを根拠として、個人や団体に対し、外国諜報情報に関わる記録の提出を求めることができる。国家保安令状については、監視活動の承認命令が裁判所ではなく、FBIから発出されることや、発出の要件が極めて緩やかと見られていること、関連手続を遵守していないケースが確認されていることなどを根拠として、人権やプライバシーの保護という観点から、問題性が大きいとする見解がある。以下の資料を参照。President's Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *op.cit.*(7), pp.89-92.

第7編第701条「外国人を含む緊急事態」[50 U.S.C. § 1805 (f)]

以前、米国域外に所在すると信じられていた外国人を対象とする通信監視は、当該の者が米国域内に所在すると合理的に信じられるときから、72時間を超えて継続してはならない。この場合、インテリジェンスを所管する機関の長は、誤って当該外国人を監視対象としなかった場合、他者に死亡又は深刻な障害を及ぼすおそれがあることを合理的に決定し、緊急の通信監視又は物理的搜索の実施について、可能な限り速やかに請求する。司法長官がこの請求を承認せず、又はFISCが承認しなかった場合は、72時間の活動期間に入手した情報をそのまま保持してはならない（a項）。

このほか、翻訳記事では略したが、第6編は通信監視活動及びFISCの透明化措置を定めており、連邦裁判所が、毎年、「法廷助言者」が指名された回数及び指名された者の氏名を連邦議会に報告し、インターネット上でも公開すること、国家情報長官が、記録提出命令の発出回数や命令対象の数（最近1年間）などを、インターネット上で公開すること（第602条）、非開示請求を受けたプロバイダ等が、当該請求を受けた回数を公表できること（第603条）、FISC及び再審裁判所の決定等について、45日以内に司法長官が内容の写しを連邦議会に提出すること（第604条）などが規定されている。

おわりに

人権問題や情報技術分野に関係する団体は、通信記録の無制限な大量収集の停止につながるなどの理由から、米国自由法（案）を高く評価してきた。例えば、米国自由人権協会（American Civil Liberties Union）は、「米国自由法は、NSAによる監視活動を抑制する、我々の取組における重要な画期（significant milestone）となる。この法案は、1978年のFISA法成立以降、政府の監視権限を制限するために一拡大するのではなく一連邦議会が初めてとった措置である。」と述べている⁽⁴²⁾。一方、同協会は、法成立後の課題も提起しており、FISA法第702条は、依然、外国人と交信する米国人に対する通信監視を許しているとして、その改正を訴えているほか、連邦法によらず、大統領命令や行政的な召喚令状が収集活動の根拠とされていることなどを問題としている⁽⁴³⁾。また、電子フロンティア財団（Electronic Frontier Foundation）も、法律（案）自体は正しい方向への一歩と評価しつつ、やはり、第702条に大きな見直しを加えられなかったことや、監視対象とされる外国人の人権問題については、法律（案）から除外されていることなどを問題点として指摘している⁽⁴⁴⁾。

米国自由法は、通信監視活動に関わる政府の権限を抑制し、人権への配慮とバランスを取る目的で制定された。今後も、活動のさらなる改善に向け、議論が続けられるであろう。

（すずき しげる）

(42) Neema Singh Guliani, “What’s Next for Surveillance Reform After the USA Freedom Act,” June 3, 2015, American Civil Liberties Union website. <<https://www.aclu.org/blog/washington-markup/whats-next-surveillance-reform-after-usa-freedom-act>>

(43) *ibid.*

(44) Mark Jaycox and Rainey Reitman, “The New USA Freedom Act: A Step in the Right Direction, but More Must Be Done,” April 30, 2015. Electronic Frontier Foundation website <<https://www.eff.org/deeplinks/2015/04/new-usa-freedom-act-step-right-direction-more-must-be-done>>

表 米国自由法（制定法：公法第 114-23 号）の条文

条文	タイトル	合衆国法典の対応箇所
第 1 条	簡略表題；目次	(a) 項：50 U.S.C. § 1801nt (注 1) (b) 項：unclassified (注 2)
第 2 条	1978 年外国諜報監視法に対する改正	unclassified
第 1 編	外国諜報監視法の業務記録 [提出命令の請求] に係る改正	
第 101 条	通話詳細記録に対する追加要請	50 U.S.C. § 1861
第 102 条	緊急時の権限	50 U.S.C. § 1861
第 103 条	有形物の大量収集の禁止	50 U.S.C. § 1861
第 104 条	司法審査	50 U.S.C. § 1861
第 105 条	責任制限	50 U.S.C. § 1861
第 106 条	支援への補償	50 U.S.C. § 1861
第 107 条	定義	50 U.S.C. § 1861
第 108 条	業務記録提出命令の請求に関する監察総監の報告	unclassified
第 109 条	発効日	50 U.S.C. § 1861nt
第 110 条	解釈の原則	50 U.S.C. § 1861nt
第 2 編	外国諜報監視法のペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース機器に係る改正	
第 201 条	大量収集の禁止	(a) 項：50 U.S.C. § 1842 (b) 項：50 U.S.C. § 1841
第 202 条	プライバシーに係る手続	(a) 項：50 U.S.C. § 1842 (b) 項：50 U.S.C. § 1843
第 3 編	外国諜報監視法の合衆国域外に所在する者を対象とする情報収集に係る改正	
第 301 条	違法に入手した情報の使用制限	50U.S.C. §1881a
第 4 編	外国諜報監視裁判所に係る改正	
第 401 条	法廷助言者の指名	50 U.S.C. § 1803
第 402 条	決定、命令及び意見の開示	(a) 項 (1)：50 U.S.C. § prec. 1871 (注 3) (a) 項 (2)：50 U.S.C. § 1872 (b) 項：unclassified
第 5 編	国家保安令状に係る改正	
第 501 条	大量収集の禁止	(a) 項：18 U.S.C. § 2709 (b) 項：12 U.S.C. § 3414 (c) 項：15 U.S.C. § 1681u (d) 項：15 U.S.C. § 1681v
第 502 条	国家保安令状の開示制限	(a) 項：18 U.S.C. § 2709 (b) 項：12 U.S.C. § 3414 (c) 項：15 U.S.C. § 1681u (d) 項：15 U.S.C. § 1681v (e) 項：50 U.S.C. § 3162 (f) 項：12 U.S.C. § 3414nt (g) 項：18 U.S.C. § 3511
第 503 条	司法審査	(a) 項：18 U.S.C. § 2709 (b) 項：12 U.S.C. § 3414 (c) 項：15 U.S.C. § 1681u (d) 項：15 U.S.C. § 1681v (e) 項：50 U.S.C. § 3162
第 6 編	外国諜報監視法の透明性及び報告義務	
第 601 条	業務記録提出の請求に係る追加要請；業務記録 [提出命令の請求] に係る遵守の連邦議会への報告	50 U.S.C. § 1862

第 602 条	政府による年次報告	(a) 項 : 50 U.S.C. § 1873 (b) 項 : unclassified (c) 項 : 18 U.S.C. § 3511nt (d) 項 : 18 U.S.C. § 2702
第 603 条	外国諜報監視法の命令に服する者による公表	(a) 項 : 50 U.S.C. § 1874 (b) 項 : unclassified
第 604 条	外国諜報監視裁判所及び外国諜報監視再審裁判所の決定、命令及び意見の報告要求	50 U.S.C. § 1871
第 605 条	外国諜報監視法に基づく報告の提出	(a) 項 : 50 U.S.C. § 1808 (b) 項 : 50 U.S.C. § 1826 (c) 項 : 50 U.S.C. § 1846 (d) 項 : 50 U.S.C. § 1862
第 7 編	強化された国家安全保障の条項	
第 701 条	外国人を含む緊急事態	(a) 項 : 50 U.S.C. § 1805 (b) 項 : 50 U.S.C. § 1806 (c) 項 : 50 U.S.C. § 1808
第 702 条	外国勢力のエージェントとして合衆国域外から渡航する外国人への措置の維持	50 U.S.C. § 1801
第 703 条	国際的な大量破壊兵器拡散の調査に対する改善	50 U.S.C. § 1801
第 704 条	外国テロ組織への物的支援に対する刑罰の加重	18 U.S.C. § 2339B
第 705 条	法律の期限	(a) 項 : 50 U.S.C. § 1805, 1805nt, 1861-1863 (b) 項 : 50 U.S.C. § 1801nt (c) 項 : 50 U.S.C. § 1805, 1805nt, 1861-1863
第 8 編	海洋航行の安全及び核テロリズム [防止関連] 協定の実施	
準編 A	海洋航行の安全	
第 801 条	合衆国法典第 18 編第 2280 条に対する改正	18 U.S.C. § 2280
第 802 条	合衆国法典の第 18 編第 2280a 条新設	(a) 項 : 18 U.S.C. § 2280a (b) 項 : 18 U.S.C. § prec. 2271
第 803 条	合衆国法典第 18 編第 2281 条に対する改正	18 U.S.C. § 2281
第 804 条	合衆国法典の第 18 編第 2281a 条新設	(a) 項 : 18 U.S.C. § 2281a (b) 項 : 18 U.S.C. § prec. 2271
第 805 条	補助的な措置	18 U.S.C. § 2332b
準編 B	核テロリズムの防止	
第 811 条	合衆国法典の第 18 編第 2332i 条新設	(a) 項 : 18 U.S.C. § 2332i (b) 項 : 18 U.S.C. § prec. 2331 (c) 項 : 18 U.S.C. § 2332bnt (d) 項 : 18 U.S.C. § 2332b
第 812 条	合衆国法典第 18 編第 831 条に対する改正	18 U.S.C. § 831

(注 1) 「nt」は「note」の略。

(注 2) 「unclassified」は、法典上は分類化されていないことを意味する。

(注 3) 「prec.」は「preceding」の略。例えば「50 U.S.C. § prec. 1871」と表記されていれば、対応箇所は 18 U.S.C. § 2271 の直前にあることを意味する。

(出典) 米国の有料法令データベース「Lexis-Nexis」に依拠して、筆者作成。タイトルは極力直訳し、[] 内の語句で補った。太字は記事で概要を紹介した条文である。

米国自由法関連規定

(2015年11月30日現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 井樋 三枝子訳

(ゴシック体の条文を訳出した。)

【目次】

合衆国法典

第12編 銀行及び銀行業

第35章 財務プライバシー権

第3414条 特別な処理

第15編 通商

第41章 消費者信用保護

第3節 信用調査機関

第1681u条 防諜活動のためのFBIへの開示

第1681v条 防諜活動のための政府機関への開示

第18編 犯罪及び刑事手続

第I部 犯罪

第39章 爆発物及び危険物

第831条 核物質に関する禁止される取引

第111章 海運

第2280条 海洋航行に対する暴力(抄)

第2280a条 海洋航行及び大量破壊兵器に関わる海洋輸送に対する暴力

第2281条 海洋固定式プラットフォームに対する暴力

第2281a条 海洋固定式プラットフォームに対する付加的な犯罪

第113B章 テロリズム

第2332b条 国境を越えたテロリズム行為

第2332i条 核テロリズム行為

第2339B条 指定された外国のテロリスト組織に対する物的支援又は資源の提供

第121章 蓄積された有線通信、電気通信及び取引記録へのアクセス

第2702条 顧客との通信又は記録の自発的開示

第2709条 電話料金及び取引記録への防諜目的のアクセス

第II部 刑事訴追手続

第223章 証人及び証拠

第3511条 情報の要求に関する司法審査

第50編 戦争及び国防

第36章 外国諜報監視

* 本稿は、米国自由法 (USA FREEDOM Act of 2015, P.L.114-23) の合衆国法典該当箇所を、目次として抜粋し、その中から、主に、大量破壊兵器の海上輸送や海上での使用、核を用いたテロ活動の処罰、テロ対策目的の通信監視活動等に関する条文を翻訳したものである。なお、合衆国法典第18編及び第50編の関係箇所については、2001年の米国愛国者法 (USA PATRIOT Act of 2001, P.L.107-56) 制定時の翻訳 (平野美恵子ほか「米国愛国者法 (反テロ法) (下)」『外国の立法』No.215, 2003.2, pp.1-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001819_po_21501.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)) を参照した。インターネット情報は、2016年2月1日現在である。また、[] は、訳者による補足であり、注は、全て訳者によるものである。

第1節 電子監視

第1801条 定義

第1803条 裁判官の指名

第1805条 命令の発令

第1806条 情報の使用

第1808条 司法長官による議会の委員会への報告；議会の委員会の情報収集活動の権限又は責任の制限；議会の委員会による連邦議会に対する報告

第2節 物理的捜索

第1826条 連邦議会による監督

第3節 外国諜報及び国際テロリズム捜査のためのペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置

第1841条 定義

第1842条 外国諜報及び国際テロリズム捜査のためのペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置

第1843条 緊急事態における許可

第1846条 連邦議会による監督

第4節 外国諜報の目的による特定の業務記録へのアクセス

第1861条 外国諜報及び国際テロリズムの捜査目的による特定の業務記録へのアクセス（抄）

第1862条 連邦議会による監督

第5節 監視

第1871条 司法長官による隔年の報告

第1872条 重大な判断、命令及び意見の機密解除

第1873条 年次報告書

第1874条 命令に従った者による公衆への報告

第6節 合衆国域外の特定の者に関わる追加的手続

第1881a条 合衆国の人以上の合衆国域外の特定の者を対象とする手続（抄）

第44章 国家安全保障

第6節 機密情報へのアクセス

第3162条 権限のある捜査機関による要求

第18編 犯罪及び刑事手続

第I部 犯罪

第111章 海運

第2280条 海洋航行に対する暴力（抄）

(a)～(c) (略)

(d) 定義

この条、第2280a条、第2281条及び第2281a条[合衆国法典第18編第2280条、第2280a条、第2281条及び第2281a条]において使用される次の用語の意味は、それぞれ定めるところ

ろによる。

(1) 「適用される条約」とは、次に掲げるものをいう。

- (A) 1970年12月16日にハーグで作成された「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」
- (B) 1971年9月23日にモントリオールで作成された「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」
- (C) 1973年12月14日に国際連合総会で採択された「外交官を含む国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」
- (D) 1979年12月17日に国際連合総会で採択された「人質をとる行為に関する国際条約」
- (E) 1979年10月26日にウィーンで作成された「核物質の防護に関する条約」
- (F) 1988年2月24日にモントリオールで作成された「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書」
- (G) 1988年3月10日にローマで作成された「大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書」
- (H) 1997年12月15日に国際連合総会で採択された「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」
- (I) 1999年12月9日に国際連合総会で採択された「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」

(2) 「武力紛争」には、暴動、単発的又は散発的な暴力及び他の類似の性質の活動のような国内的な混乱及び緊張は含まない。

(3) 「生物兵器」とは、次に掲げるいずれかをいう。

- (A) 予防、保護又は他の平和的目的のためとして正当化できない種類及び量の微生物若しくは他の生物学的因子又は由来若しくは製造の方法にかかわらず毒素
- (B) そのような因子若しくは毒素の敵対的目的又は武力紛争における利用を意図した武器、装備又は運搬手段

(4) 「化学兵器」とは、次に掲げるいずれか又はこれらの組合せをいう。

- (A) 有毒化学物質及びその前駆体。ただし、次に掲げるいずれかの目的を意図し、そのような目的に一致する種類及び量である場合を除く。
 - (i) 工業、農業、研究、医学、薬学又は他の平和的目的
 - (ii) 保護目的、すなわち有毒化学物質及び化学兵器からの保護に直接関わるような目的
 - (iii) 化学兵器の使用に関係せず、戦争の方法として化学の毒性の使用に依存しない軍事目的
 - (iv) 国内の暴動の統制を含む法執行目的
- (B) (A) に特定する有毒化学物質の毒性を通じた死亡又は危害を引き起こすために特に設計された軍需物資及び装置であって、そのような軍需物資及び装置の運用の結果として毒素が放出されるもの
- (C) (B) に特定する軍需物資及び装置の運用と直接に関係した使用のために特に設計された装備

(5) 「対象船」とは、ある1国の領海の限界線を超えた水域若しくは隣接国とその国[ある1国]の領海の境界線へ向かい、そこを通過し、又はそこからの航海を行い若しくは行う予定である船をいう。

- (6) 「爆発物」とは、第 841 条第 (c) 項 [合衆国法典第 18 編第 841 条第 (c) 項] においてその用語に与えられた意味を有し、この編の第 844 条第 (j) 項 [合衆国法典第 18 編第 844 条第 (j) 項] において定義される爆薬を含む。
- (7) ~ (8) (略)
- (9) 「国の軍隊」とは、国の防衛及び国家安全保障を主たる目的として、国内法に基づき組織され、訓練され及び装備された国の兵力及びそれらの兵力を公的な指揮統制及び責任に基づき支援して活動する者をいう。
- (10) 「合衆国の国民」とは、移民及び国籍法第 101 条第 (a) 項第 (22) 号 (合衆国法典第 8 編第 1101 条第 (a) 項第 (22) 号) においてその用語で定める意味を有する。
- (11) 「核拡散防止条約」とは、1968 年 7 月 1 日にワシントン、ロンドン及びモスクワで作成された「核兵器の不拡散に関する条約」をいう。
- (12) 「核拡散防止条約締約国」とは、台湾を含む核拡散防止条約の締約国であって、同条約に基づく締約国の義務を負っているとみなすべき、「核拡散防止条約の核兵器国」以外の国をいう。
- (13) 「核拡散防止条約の核兵器国」とは、核拡散防止条約の締約国であって、同条約第 9 条第 (3) 項に定義される用語としての核兵器国をいう。
- (14) ~ (16) (略)
- (17) 「重大な傷害又は損害」とは、次に掲げるいずれかをいう。
- (A) 重大な身体的傷害
 - (B) 深刻な経済損失を引き起こす、公共施設、州若しくは合衆国政府の施設、インフラ施設又は公共交通システムの大規模な破壊
 - (C) 大気、土壌、水、動植物を含む環境への相当な損傷
- (18) 「船」とは、恒常的に海底に接していない、あらゆる種類の船舶をいい、水中翼船・空気浮揚艇、潜水艇又は他の浮遊する艇を含むが、軍艦、海軍における予備船として運航される場合若しくは税関若しくは警察目的で用いられる場合の合衆国政府が保有若しくは運航する船、又は航海から退役した若しくは入渠中の船は含まない。
- (19) 「原料物質」とは、1956 年 10 月 26 日にニューヨークで作成された「国際原子力機関憲章」においてその用語に与えられた意味を有する。
- (20) 「特殊核分裂性物質」とは、1956 年 10 月 26 日にニューヨークで作成された「国際原子力機関憲章」においてその用語に与えられた意味を有する。
- (21) 「合衆国の領海」とは、国際法に従って決定された合衆国の基線から 12 海里の範囲の全ての水域をいう。
- (22) 「有害化学物質」とは、この編の第 229F 条第 (8) 項第 (A) 号 [合衆国法典第 18 編第 229F 条第 (8) 項第 (A) 号] においてその用語に与えられた意味を有する。
- (23) 「輸送」とは、決定を行う権限も含み、人又は物品の移動に対して有効な管理を開始し、用意し、又は実行することをいう。
- (24) 「合衆国」には、地理的な意味で用いられるときは、プエルトリコ自治連邦区、北マリアナ諸島自治連邦区及び合衆国の全ての準州及び領域を含む。
- (e) ~ (g) (略)

第 2280a 条 海洋航行及び大量破壊兵器に関わる海洋輸送に対する暴力

(a) 犯罪

- (1) 一般規定

第(c)項で規定する例外に従い、違法かつ意図的に、次に掲げるいずれかを行う者は、この編に基づき罰金刑若しくは20年以下の拘禁刑又はこれらの併科に処せられなければならない。また、この条で禁止される活動により人の死亡が引き起こされた場合は、有期の拘禁刑又は終身刑に処せられなければならない。

- (A) その性質又は文脈により、住民を威圧し、又は政府若しくは国際機関にある行為を行うよう若しくは抑止するよう強制することが当該行為の目的である場合、次に掲げるいずれかの事項
- (i) 人の死亡又は重大な傷害若しくは損害を引き起こし又は引き起こしうる方法で、爆発物、放射性物質、生物兵器、化学兵器、核兵器又は他の核爆発装置を、船に対し若しくは船上で使用し、又は船から流出させること。
 - (ii) 石油、液化天然ガス又は前(i)の対象でないとしても、その分量又は濃縮度によっては、人の死亡又は重大な傷害若しくは損害を引き起こし又は引き起こしうるような他の危険物又は有害化学物質を、船から流出させること。
 - (iii) 人の死亡又は重大な傷害若しくは損害を引き起こす方法で船を使用すること。
- (B) 次に掲げるような船での輸送
- (i) 住民を威圧し、又は政府若しくは国際機関にある行為を行うよう若しくは抑止するよう強制する目的で、人の死亡又は重大な傷害若しくは損害を引き起こすこと又は引き起こすという脅迫に用いることを意図していると知りながら、爆発物又は放射性物質を船で輸送すること。
 - (ii) 生物兵器、化学兵器、核兵器又は他の核爆発装置であることを知りながら、それらを船で輸送すること。
 - (iii) 核爆発活動若しくは国際原子力機関包括的保障措置協定による補償措置に基づかない他の核活動における使用を意図していると知りながら、原料物質、核分裂物質又は特殊核分裂性物質の処理、利用又は製造のために特に計画又は準備された装備又は物質を船で輸送すること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (I) そのような物品が、核拡散防止条約締約国の領域へ又はその領域から輸送されているか、さもなくば、その管理の下におかれる場合
 - (II) そのような物品の核拡散防止条約締約国からの又は領域への、さもなくば、その管理下におかれる（国の内部へを含めた）輸送又は受領の結果が、核拡散防止条約に基づく当該条約締約国の義務に反さない場合
 - (iv) 核兵器又は他の核爆発装置の設計若しくは製造に相当に寄与する装備、資料、ソフトウェア又は関連する技術の船による輸送であって、次に掲げる場合を除き、そのような目的で使われることを意図している場合
 - (I) 核拡散防止条約の核兵器国の領域へ又はその管理の下へ、そのような物品が輸送される場合
 - (II) そのような物品の核拡散防止条約締約国からの又はその領域への、さもなくば、その管理下におかれる（国の内部へを含む）輸送又は受領の結果が、核拡散防止条約に基づく当該条約締約国の義務に反さない場合
 - (v) 核兵器又は他の核爆発装置の運搬に相当に寄与する装備、資料、ソフトウェア又は関連する技術の船による輸送であって、次に掲げる場合を除き、そのような目的で使われることを意図している場合
 - (I) そのような物品が、核拡散防止条約締約国の領域へ又はその領域から輸送さ

れているか、さもなくば、その管理の下におかれる場合

(II) そのような物品が、核拡散防止条約の核兵器国の核兵器又は他の核爆発装置の輸送システムを対象とする場合

(vi) 生物化学兵器の設計又は製造に相当に寄与する装備、資料、ソフトウェア又は関連する技術の船による輸送であって、そのような目的で使われることを意図している場合

(C) 第 2280 条 [合衆国法典第 18 編第 2280 条] 若しくはこの条の (A)、(B)、(D) 若しくは (E) に基づく犯罪又は第 2280 条第 (d) 項第 (1) 号 [合衆国法典第 18 編第 2280 条第 (d) 項第 (1) 号] に定める適用される条約において示される犯罪を構成する行為に関与した者であることを知りながら、当該者が刑事訴追を免れるよう援助することを意図した、船による当該者の輸送

(D) 第 (2) 号の犯罪が (A) に関係する範囲で、(A) から (C) まで又は第 (2) 号において示される犯罪の内のいずれかの実行又は実行の未遂に関連したあらゆる傷害又は殺害 (E) (A)、(B) 若しくは (D) に基づき禁止される活動の未遂又は (A) から (E) まで若しくは第 (2) 号により禁止される活動の共謀

(2) 脅迫

明白な決意及び脅迫の遂行を実行する意思を有し、第 (1) 号 (A) に基づき禁止される行為の実行を脅迫する者は、この編に基づき罰金刑若しくは 5 年以下の拘禁刑又はこれらの併科に処せられなければならない。

(b) 裁判管轄権

次に掲げるいずれかの場合は、第 (a) 項により禁止される活動に対する裁判管轄権を有する。

(1) 禁止される当該活動が、対象船の上で発生する場合であって、次に掲げるいずれかの状況であるとき。

(A) 当該行為が、次に掲げるいずれかの状況で実行されるとき。

(i) 合衆国の船又は (第 46 編第 70502 条 [合衆国法典第 46 編第 70502 条] で定義される) 合衆国の裁判管轄権に従う船に対し、又はそれらの船上で、禁止される当該活動が実行されるとき。

(ii) 領海内を含む合衆国内で実行されるとき。

(iii) 合衆国の国民、合衆国の会社若しくは法人又は合衆国内に通常の居所を有する無国籍者により実行されるとき。

(B) 当該行為の実行時、合衆国の国民の拿捕、脅迫、傷害又は殺害があったとき。

(C) 当該行為の実行後、犯人が後に合衆国内で発見されたとき。

(2) 当該行為が実行された後、犯人が後に合衆国内で発見された場合、合衆国以外の国の領海又は内水の中を、船が航行中又は航行する予定であるとき。

(3) 合衆国にある行為を行うよう若しくは抑止するよう強制することを試みて、当該行為が行われるときのあらゆる船舶の場合

(c) 例外

この条は、次に掲げる行為には適用されない。

(1) 戦時国際法に基づき理解される用語としての武力紛争における軍隊の活動であって、戦時国際法の対象であるもの

(2) 公務の遂行として、国の軍隊が行った活動

(d)(1) 民事没収

この条への違反を実行するために使用し、又は実行若しくはその促進のための使用を意図したいかなる不動産又は動産、そのような違反による全ての収入及びそのような財産又は収入を発生させる不動産又は動産は、没収の対象となる。

(2) 適用される手続

この条に基づく押収及び没収は、民事没収に関する合衆国法典第 18 編第 46 章 [合衆国法典第 18 編第 981 条以下] の規定の対象としなければならない。ただし、第 981 条第 (d) 項 [合衆国法典第 18 編第 981 条第 (d) 項] に規定する関税法に基づき財務長官により担われる任務の場合は、その職員、捜査官、及びその目的のために国土安全保障長官、司法長官又は国防長官により指名される他の者により実行されなければならない。

第 2281a 条 海洋固定式プラットフォームに対する付加的な犯罪

(a) 犯罪

(1) 一般規定

違法かつ意図的に、次に掲げるいずれかを行う者は、この編に基づき罰金刑若しくは 20 年以下の拘禁刑又はこれらの併科に処せられなければならない。また、この条で禁止される活動により人の死亡が引き起こされた場合は、有期の拘禁刑又は終身刑に処せられなければならない。

(A) その性質又は文脈により、住民を威圧し、又は政府若しくは国際機関にある行為を行うよう若しくは抑止するよう強制することが当該行為の目的である場合、次に掲げるいずれかの事項

(i) 人の死亡又は重大な傷害若しくは損害を引き起こし又は引き起こしうる方法で、あらゆる爆発物、放射性物質、生物兵器、化学兵器、核兵器又は他の核爆発装置を、固定式プラットフォームに対し若しくは固定式プラットフォームで使用し、又は固定式プラットフォームから流出させること。

(ii) 固定式プラットフォームから、石油、液化天然ガス又は前 (i) の対象でないとしても、その分量又は濃縮度によっては、人の死亡又は重大な傷害若しくは損害を引き起こし又は引き起こしうるような他の危険物又は有害化学物質を流出させること。

(B) (A) において示される犯罪のいずれかへの関与又は関与の未遂に関連しての、人に対する傷害又は殺害

(C) (A) 又は (B) に基づき禁止される活動の未遂又は共謀

(2) 安全への脅迫

明白な決意及び脅迫の遂行を実行する意思を有し、第 (1) 号 (A) に基づき禁止される行為の実行を脅迫する者は、この編に基づき罰金刑若しくは 5 年以下の拘禁刑又はこれらの併科に処せられなければならない。

(b) 裁判管轄権

次に掲げるいずれかの場合は、第 (a) 項により禁止される活動に対する裁判管轄権を有する。

(1) 禁止される当該活動が、次に掲げるいずれかの場合で、固定式プラットフォームに対し又は固定式プラットフォームで実行されるとき。

(A) 固定式プラットフォームが合衆国の大陸棚上に位置している場合

(B) 固定式プラットフォームが他の国の大陸棚上に位置している場合であって、合衆国国民又は合衆国内に通常の居所を有する無国籍者により実行されたとき。

(C) 合衆国にある行為を行うよう若しくは抑止するよう強制することを試みた場合

(2) 合衆国の大陸棚の固定式プラットフォームに対し又は固定式プラットフォームで当該行為が実行された場合であって、合衆国国民の拿捕、脅迫、傷害又は殺害があったとき。

(3) そのような活動が、合衆国域外の、かつ合衆国の大陸棚の外の固定式プラットフォームに対し又は固定式プラットフォームで実行された場合であって、犯人が後に合衆国内で発見されたとき。

(c) 例外

この条は、次に掲げる行為には適用されない。

(1) 戦時国際法に基づき理解される用語としての武力紛争における軍隊の活動であって、戦時国際法の対象であるもの

(2) 公務の遂行として、国の軍隊が行った活動

(d) 定義

この条において次の用語の意味は、それぞれ定めるところによる。

(1) 「大陸棚」とは、1982年国連海洋法条約第76条において参照される国際慣習法により規定される、国の領海の境界を超えて拡張する海面下の領域の海底及び土壌をいう。

(2) 「固定式プラットフォーム」とは、探査若しくは資源探査の目的又は他の経済的目的のための海底に恒常的に接触している人工島、施設又は建造物をいう。

第 113B 章 テロリズム

第 2332i 条 核テロリズム行為

(a) 犯罪

(1) 一般規定

違法かつ意図的に、次に掲げるいずれかを行う者は、第 (c) 項の規定のとおり処罰されなければならない。

(A) 次に掲げるいずれかの意図を有する場合の放射性物質の所持又は装置の作成若しくは所持

(i) 死亡又は重大な身体的傷害を引き起こす意図

(ii) 財産又は環境への相当な被害を引き起こす意図

(B) 次に掲げるいずれかの意図又は認識を有する場合の放射性物質又は装置のいかなる方法での利用、放射性物質の放出若しくはそのリスクの増大若しくは放射能汚染若しくは放射線の被ばくを引き起こす方法での核施設の使用若しくは損壊又は核施設の稼働の妨害

(i) 死亡若しくは重大な身体的傷害を引き起こす意図又はその可能性の認識

(ii) 財産若しくは環境への相当な被害を引き起こす意図又はその可能性の認識

(iii) 人、国際機関又は国に、ある行為を行うよう若しくは抑止するよう強制する意図

(2) 脅迫

第 (1) 号に反することの実行を脅迫するいかなる者も、当該脅迫の存在を合理的に

信じることができる状況においては、第(c)項の規定のとおり処罰されなければならない。脅迫又は武力の使用によって放射性物質、装置又は核施設の占有又は立入りを要求するいかなる者も、第(c)項の規定のとおり処罰されなければならない。

(3) 未遂及び共謀

第(1)号に反することの実行を試み、又は第(1)号若しくは第(2)号に反することの実行を共謀するいかなる者も、第(c)項の規定のとおり処罰されなければならない。

(b) 裁判管轄権

次に掲げるいずれかの場合、合衆国は、第(a)項により禁止される活動に対する裁判管轄権を有する。

(1) 禁止される当該行為が、合衆国内又は合衆国の航空機特別管轄権⁽¹⁾の下で発生する場合

(2) 禁止される当該行為が、合衆国域外で発生する場合であって、次に掲げるいずれかの状況で犯されるとき。

(A) 合衆国の国民、合衆国の会社若しくは法人又は合衆国内に通常の居所を有する無国籍者により犯されるとき。

(B) (第46編第70502条[合衆国法典第46編第70502条]において定義される)合衆国の船舶上若しくは合衆国の裁判管轄権に従う船舶上又は当該犯罪の実行時、合衆国の法律に基づき登録されている航空機上で犯されるとき。

(C) 合衆国にある行為を行うよう若しくは抑止するよう強制することを試みて犯されるとき又は合衆国に対する脅威となるとき。

(3) 禁止される当該行為が、合衆国域外で発生する場合であって、かつ、被害者又は狙われた者が、合衆国の国民又は合衆国の会社若しくは法人であるか、又は当該犯罪が州若しくは合衆国政府の施設に対して犯されるとき。

(4) 禁止される当該行為の犯人が、合衆国内で発見されるとき。

(c) 罰則

この条に違反するいかなる者も、最高200万ドルの罰金刑及び有期の拘禁刑又は終身刑に処せられなければならない。

(d) 適用除外

この条は、次に掲げるものには適用されない。

(1) 戦時国際法に基づき理解される用語としての武力紛争における軍隊の活動であって、戦時国際法の対象であるもの

(2) 公務の遂行として、国の軍隊が行った活動

(e) 定義

この条において次の用語の意味は、それぞれ定めるところによる。

(1) 「武力紛争」とは、この編の第2332f条第(e)項第(11)号[合衆国法典第18編第2332f条第(e)項第(11)号]においてその用語に与えられた意味を有する。

(2) 「装置」とは、次のいずれかのものをいう。

(A) 核爆発装置

(B) 放射性物質の散布装置又は放射線の放射装置であって、帯びている放射能のために死亡若しくは重大な身体的傷害又は財産若しくは環境への相当な損害を引き起こ

(1) 原語は、「special aircraft jurisdiction of the United States」。航空機のハイジャック等に対する管轄権を指し、合衆国法典第49編第465条において規定される。

しうるもの

- (3) 「国際機関」とは、この編の第 831 条第 (f) 項第 (3) 号 [合衆国法典第 831 条第 (f) 項第 (3) 号] においてその用語に与えられた意味を有する。
- (4) 「国の軍隊」とは、国の防衛及び国家安全保障を主たる目的として、国内法に基づき組織され、訓練され、及び装備された国の兵力及びそれらの兵力を公的な指揮統制及び責任に基づき支援して活動する者をいう。
- (5) 「合衆国の国民」とは、移民及び国籍法第 101 条第 (a) 項第 (22) 号 (合衆国法典第 8 編第 1101 条第 (a) 項第 (22) 号) で与えられた意味を有する。
- (6) 「核施設」とは、次のいずれかのものをいう。
- (A) 原子炉。船舶、車両、航空機又は宇宙物体の推進動力として用いるために又はそれ以外の目的のために当該船舶、車両、航空機又は宇宙物体上にあるものも含む。
 - (B) 放射性物質の製造、保管、処理又は輸送のために用いられる設備又は運送手段
 - (C) そのような施設の損害又は障害が放射線又は放射性物質の相当量の放出に至る可能性がある場合、核物質が製造、処理、利用、取扱、保管又は処分されるような (建物及び装備に付随するものを含む) 施設
- (7) 「核物質」とは、この編の第 831 条⁽²⁾第 (f) 項第 (1) 号 [合衆国法典第 18 編第 831 条第 (f) 項第 (1) 号] で定める意味を有する。
- (8) 「放射性物質」とは、核物質及び他の放射性の物質であって、自発壊変 (α 粒子、 β 粒子、中性子及び γ 線のような 1 及び複数種類の電離放射線放出を伴う処理) をする核種を含み、また、帯びている放射能又は核分裂のために、人の死亡若しくは重大な身体的傷害又は財産若しくは環境への相当な被害を引き起こしうるものをいう。
- (9) 「重大な身体的傷害」とは、この編の第 831 条第 (f) 項第 (4) 号 [合衆国法典第 18 編第 831 条第 (f) 項第 (4) 号] で定める意味を有する。
- (10) 「国」とは、国際法に基づく当該用語の意味と同一の意味を有し、あらゆる行政的下部組織を含む。
- (11) 「州又は合衆国政府の施設」とは、この編の第 2332f 条第 (e) 項第 (3) 号 [合衆国法典第 18 編第 2332f 条第 (e) 項第 (3) 号] で定める意味を有する。
- (12) 「合衆国の会社又は法人」とは、合衆国又は合衆国のあらゆる州、準州、自治区、領土、領域又は特別区⁽³⁾の法律に基づき設立された会社又は他の主体をいう。
- (13) 「船舶」とは、第 33 編第 1502 条第 (19) 項で定める意味を有する。
- (14) 「合衆国の船舶」とは、第 46 編第 70502 条 [合衆国法典第 46 編第 70502 条] で定める意味を有する。

第 121 章 蓄積された有線通信、電気通信及び取引記録へのアクセス

第 2709 条 電話料金及び取引記録への防諜目的のアクセス

(a) 提供の義務

有線通信サービス又は電気通信サービスのプロバイダは、その管理又は保有する受信

(2) 合衆国法典第 18 編第 831 条は、「核物質に関わる禁止される取引」を規定する。

(3) 原語は、「state, commonwealth, territory, possession or district of the United States」。「commonwealth」は、マサチューセッツ州やペンシルバニア州等の州、プエルトリコ及び北マリアナ諸島自治連邦区等の準州等の正式名称であり、「district」は、コロンビア特別区を指す。

契約者の情報、電話料金記録の情報又は電気通信取引記録に対して、第 (b) 項に基づいて連邦捜査局長官により行われる要求に従わなければならない。

(b) 必要な証明

連邦捜査局長官、長官の指名する連邦捜査局本部次長以上の者又は長官の指名する連邦捜査局支部の主任捜査官は、人、団体、電話番号又はアカウントを具体的に特定する用語を用いて、次に掲げるいずれの要求も行うことができる。

- (1) 長官（又はその指名する者）が、要求先の有線通信サービス又は電気通信サービスのプロバイダに対し、検索対象の氏名、住所、サービスの期間及び電話料金記録が、国際テロリズム又は秘密諜報活動に対抗するため許可された捜査に関連することを書面により確認する場合、当該者又は当該団体の氏名、住所、サービスの期間並びに近距離及び長距離の電話料金記録の要求。ただし、合衆国の人に対するそのような捜査は、合衆国憲法第 1 修正により保護された活動に基づくというだけで行われなければならないことを条件とする。
- (2) 長官（又はその指名する者）が、要求先の有線通信サービス又は電気通信サービスのプロバイダに対し、検索対象の情報が、国際テロリズム又は秘密諜報活動に対抗するため許可された捜査に関連することを書面により確認する場合の当該者又は当該団体の氏名、住所及びサービスの期間の要求。ただし、合衆国の人に対するそのような捜査は、合衆国憲法第 1 修正により保護された活動に基づくというだけで行われなければならないことを条件とする。

(c) 特定の開示の禁止

(1) 禁止

(A) 一般規定

(B) に基づく確認書が発送され、及び第 (d) 項に基づく司法審査の権利の通知が提供される場合には、(B) に基づく要求を受け取る有線通信サービス又は電気通信サービスのプロバイダ又はその職員、被用者又は代理人は、連邦捜査局がこの条に基づき情報又は記録にアクセスを試み、又はアクセスを行ったことにつき、いかなる者に対しても開示してはならない。

(B) 確認

連邦捜査局長官、長官の指名する連邦捜査局本部次長以上の者又は長官の指名する連邦捜査局支部の主任捜査官が、この項に基づく開示禁止がなければ、次に掲げるいずれかが結果として起こると確認する場合には、(A) の要件が適用されなければならない。

- (i) 合衆国の国家安全保障に対する危険
- (ii) 犯罪、対テロリズム又は防諜活動の捜査への支障
- (iii) 外交関係への支障
- (iv) あらゆる者の生命又は身体の安全に対する危険

(2) 例外

(A) 一般規定

第 (b) 項に基づく要求を受け取る有線通信サービス又は電気通信サービスのプロバイダ又はその職員、被用者又は代理人は、非開示要件の適用対象であっても、次に掲げるいずれかに対し、情報を開示することができる。

- (i) 当該要求に応じるためにその者への開示が必要となる者

- (ii) 当該要求について法的助言又は法的援助を得るための弁護士
- (iii) 連邦捜査局長官又は長官の指名する者により許可された他の者

(B) 適用

(A) に基づく開示が行われる者は、第 (b) 項に基づく要求が発令された者に対して適用される非開示要件に、当該要求が発令された当該者と同様の方法で従わなければならない。

(C) 通知

(A) において規定される者に対し、非開示要件の対象である情報を開示する受信者は、適用される当該非開示要件を当該者に通知しなければならない。

(D) 開示受信者の特定

連邦捜査局長官又は長官の指名する者の要求に際し、(A)(i) 又は (iii) に基づく開示を行う、又は開示を行うことを意図する者は、長官又は長官の指名する者に対し、そのような開示が行われた者又は当該要求に先立ちそのような開示が行われた者を特定しなければならない。

(d) 司法審査

(1) 一般規定

第 (b) 項に基づく要求又はそのような要求と関連して課される第 (c) 項に基づく非開示要件は、第 3511 条 [合衆国法典第 18 編第 3511 条] に基づく司法審査に従わなければならない。

(2) 通知

第 (b) 項に基づく要求は、第 (1) 号に規定する司法審査の実施可能性についての通知を含まなければならない。

(e) [連邦捜査] 局による提供

連邦捜査局は、連邦捜査局により行われる外国情報収集及び外国防諜捜査のために司法長官が承認したガイドラインに規定されるような場合にのみ、この条に基づき取得された情報及び記録を提供することができ、合衆国の機関に対しては、そのような情報が当該機関に授権された職責と明確に関連する場合のみ、提供することができる。

(f) 特定の立法府内組織への通知要求

連邦捜査局長官は、半年に 1 度、下院の常任諜報活動特別委員会及び上院の諜報活動特別委員会並びに下院の司法委員会及び上院の司法委員会に対し、第 (b) 項に基づき行われた全ての要求に関し、完全な報告を行う。

(g) 図書館

顧客により利用、評価、精査又は [顧客に] 貸し出されるためのインターネット、書籍、紀要、雑誌、新聞又は印刷若しくはデジタル形態での類似のコミュニケーションの形式へのアクセスを含むサービスを行う (図書館サービス及び技術法第 213 条第 (1) 項 (合衆国法典第 20 編第 9122 条第 (1) 項) において定義される用語としての) 図書館は、当該図書館がこの編の第 2510 条第 (15) 項 [合衆国法典第 18 編第 2510 条第 (15) 項] (「電気通信サービス」) において定義するサービスを提供している場合を除いては、この条の目的にいう有線又は電気通信サービスプロバイダではない。

第 50 編 戦争及び国防

第 36 章 外国諜報監視

第 1 節 電子監視

第 1803 条 裁判官の指名

(a) 請求の審理及び命令の発令を行う裁判所；却下の記録；再審裁判所への送付

(1) 連邦最高裁判所首席裁判官は、この法律⁽⁴⁾（第(2)号に基づき全員法廷が開廷しているときを除く）で定める手続に基づいて合衆国内で行う電子監視を承認する請求を審理し、及び許可命令を与える裁判管轄権を有する裁判所を構成するために連邦地方裁判所の裁判官 11 名を、少なくとも合衆国の 7 つの [異なる] 巡回裁判区から、[そのうち] 最低でも 3 名をコロンビア特別区から 20 マイル以内の居住者となるように公式に指名するものとし、この項に基づいて指名された裁判官は、この項に基づいて指名された他の裁判官によってすでに却下されたこの法律に基づく電子監視のための同一の請求を審理してはならない。そのように指名された裁判官が、この法律に基づく電子監視を許可する命令の請求を却下したときは、その裁判官は、直ちに記録のために決定の個々の理由を記した陳述書を提出し、合衆国の申立てにより、その記録を封印した上で第 (b) 項に基づいて設置される再審裁判所に送付しなければならない。

(2)(A) この項に基づき設置された裁判所は、自身が率先して、又はあらゆる手続における政府の要求若しくは第 501 条第 (f) 項 [合衆国法典第 50 編第 1861 条第 (f) 項] 若しくは第 702 条第 (h) 項 [合衆国法典第 50 編第 1872 条第 (h) 項] 第 (4) 号若しくは第 (5) 号において、次に掲げる (i) 又は (ii) を決定する際、当該裁判所を構成する裁判官の過半数が命じた場合には、全員法廷で審理又は再審理を行うことができる。

(i) 当該裁判所の判決の統一性を保証又は維持するために、全員法廷での検討が必要であること。

(ii) 当該手続が、非常に重要な問題点を伴っていること。

(B) この項に基づき設置された裁判所の裁判官に対し、この法律により付与されたいかなる権限も、全員法廷で行使することができる。そのような権限の行使の際、当該全員法廷は、そのような権限の行使において、この法律のあらゆる要件に従うこととする。

(C) この号における当該全員法廷は、この項に基づき設置された裁判所を構成する全ての裁判官からなるものとする。

(b) 再審裁判所；記録；連邦最高裁判所への送付

連邦最高裁判所首席裁判官は、この法律に基づく請求の却下を再審理する権限を有する再審裁判所を構成するために、連邦地方裁判所又は連邦控訴裁判所の裁判官 3 名を、そのうちの 1 名は裁判長として公式に指名するものとする。当該裁判所が、請求を適正に却下したと決定したときは、当該裁判所は直ちに記録のために決定の個々の理由を記した陳述書を提出し、合衆国による裁量上訴の申立てにより、その記録を封印した上で当該決定を再審理する権限を有する連邦最高裁判所に送付しなければならない。

(4) 1978 年外国諜報監視法 (Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978, P.L. 95-511)。以下同じ。略称は、FISA。

(c) 迅速な手続の遂行；記録保全のための保安措置

この法律に基づく手続は、できる限り迅速に遂行されなければならない。この法律に基づく手続の記録は、行われた請求及び付与された命令を含み、連邦最高裁判所首席裁判官が司法長官及び国家情報長官と協議の上で定めた保安措置に基づいて保全されなければならない。

(d) 任期

第 (a) 項に基づいて最初に指名される裁判官は、毎年 1 名が任期満了となるように 1 年から 7 年までの任期で指名され、かつ、第 (b) 項に基づき最初に指名される裁判官が、3 年、5 年及び 7 年の任期で指名されることを除いては、この条に基づき指名される裁判官の任期は、7 年までとし、再指名の資格は与えられない。

(e) 再審の申立てのための裁判管轄権及び手続

(1) 第 (a) 項に基づき指名されたコロンビア特別区から 20 マイル以内の居住者である 3 名の裁判官又はそれらの裁判官の全員が不都合である場合には、第 (a) 項に基づき設置された当該裁判所の裁判長により指名されうる当該裁判所の他の裁判官は、第 501 条第 (f) 項第 (1) 号又は第 702 条第 (h) 項第 (4) 号 [合衆国法典第 50 編第 1861 条第 (f) 項第 (1) 号⁽⁵⁾ 又は第 1881a 条第 (h) 項第 (4) 号⁽⁶⁾] によって提出された訴状を審査するための管轄権を有する訴状審査要員団を構成しなければならない。

(2) 2005 年米国愛国者法改善及び再授權法 [2006 年 3 月 9 日制定]⁽⁷⁾ の制定後 60 日以内に、第 (a) 項に基づき設置された裁判所は、国家安全保障の保護と一致して、第 501 条第 (f) 項第 (1) 号又は第 702 条第 (h) 項第 (4) 号 [合衆国法典第 50 編第 1861 条第 (f) 項第 (1) 号又は第 1881a 条第 (h) 項第 (4) 号] によって提出された訴状の審査のための手続を適用し、公表しなければならない。そのような手続は、訴状の審査が裁判官の私室において遂行される⁽⁸⁾ と規定しなければならない。裁判長代理の指名についても規定しなければならない。

(f) 命令の停止

(1) 第 (a) 項に基づき設置された裁判所、第 (b) 項に基づき設置された裁判所若しくはその裁判官又は連邦最高裁判所若しくはその裁判官は、第 (a) 項に基づき設置された裁判所が、各々の裁判所の規則に従って再審理を実施しており、第 (b) 項に基づき設置された裁判所への控訴が係争中であり、又は裁量上訴の訴状がどのような審理であっても、連邦最高裁判所において係争中若しくは連邦最高裁判所によるなんらかの審理が未決である場合には、この法律のいかなる章に基づき登録された命令も、そのような命令又は第 (a) 項に基づき設置された裁判所若しくは第 (b) 項に基づき設置された裁判所による命令を修正する命令の停止を登録することができる。

(2) 第 (1) 号において規定する権限は、この法律のいかなる規定に基づき登録される命令にも適用される。

(g) 規則及び手続の制定及び送付

(1) 第 (a) 項及び第 (b) 項に従い設置された裁判所は、この法律に基づき自己の責務を全

(5) 合衆国法典第 50 編第 1861 条第 (f) 項は、外国諜報監視裁判所の命令に関する司法審査についての規定。

(6) 合衆国法典第 50 編第 1881a 条第 (h) 項は、司法長官及び国家情報長官が、合衆国域外にある合衆国の人以上の者に対する情報収集を行うことに関する指令及び指令の司法審査に関する規定。

(7) USA PATRIOT Improvement and Reauthorization Act of 2005, P.L.109-177.

(8) インカメラ (in camera) 審理。「in camera」は、「裁判官室内で」の意味であり、非公開の審理を指す。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991, p.432.

うするために合理的に必要な規則及び手続を制定することができ、そのような行動を取ることができる。

(2) 第(1)号に基づき制定された規則及び手続並びにそのような規則及び手続のいかなる修正についても記録し、及び次に掲げる(A)から(G)までの者[及び機関]に対し、送付しなければならない。

- (A) 第(a)項に従い設置された裁判所の全ての裁判官
- (B) 第(b)項に従い設置された再審理裁判所の全ての裁判官
- (C) 連邦最高裁判所首席裁判官
- (D) 上院司法委員会
- (E) 上院諜報特別委員会
- (F) 下院司法委員会
- (G) 下院常設諜報特別委員会

(3) 第(2)号により要求される送付は、機密指定されない形式で送付されなければならないが、機密扱いの付属書を含むことができる。

(h) 命令、規則及び手続の遵守

この法律におけるいかなる事項も、第(a)項に基づき設置された裁判所の命令若しくは規則又は当該裁判所により承認された手続を遵守する決定又は執行のための当該裁判所固有の権限を弱め、又はそれに反すると解釈されてはならない。

(i) 法廷助言者

(1) 指名

第(a)項及び第(b)項に基づき設置された裁判所の裁判長は、この項の制定後180日以内に、合同で法廷助言者の役を果たすのに適格である個人を5名以上指名しなければならない。法廷助言者は、裁判長が定める規則に従い務めなければならない。そのような個人の指名においては、裁判長は、プライバシー及び市民の自由監視委員会のメンバーを含む、裁判長が適切であると決定するいかなる人材源から推薦される個人についても考慮に入れることができる。

(2) 授権

第(c)項及び裁判所の迅速な若しくは所定の時間内の行為についての他の制定法上の要求に一致して、第(a)項又は第(b)項に基づき設置された裁判所は、(A)の義務を負い、(B)を可能とする。

(A) 当該裁判所が、そのような指名が適切ではなかったことの認定を発令する場合を除いて、当該裁判所の意見として法の新規の又は重大な解釈を提示する命令又は再審理のための請求を考慮する際、当該裁判所を補佐する法廷助言者としての役を果たすために、第(1)号に基づき指名されていた個人を選任すること。

(B) 技術的専門知識を提供することを含め、そのような裁判所が適切とみなすあらゆる場合、法廷助言者としての役を果たすための個人又は団体の選任を行うにあたり、又は申立てにより、個人又は団体に法廷助言者摘要書の提出を任せることを許可すること。

(3) 法廷助言者の資格

(A) 専門知識

第(1)号に基づき指名された個人は、第(a)項又は第(b)項に基づき設置された裁判所に対し、プライバシーの分野、市民的自由の分野、情報収集の分野、通信技術

の分野又は法的若しくは技術的な専門的助言を与えることができる他の分野において専門知識を有する者でなければならない。

(B) 機密情報取扱適格

第(1)号に従い指名された個人は、裁判所に提起された事件に関与するため必要な機密情報へのアクセスに適格であることが確実な者でなければならない。第(2)号に従い当該裁判所により選任された法廷助言者は、選任されうる当該事件に関与するために、そのようなアクセスが必要である場合には、機密情報へのアクセスに適格であることが確実な者でなければならない。

(4) 任務

第(a)項又は第(b)項に基づき設置された裁判所が、第(2)号(A)に基づき法廷助言者を選任する場合には、当該法廷助言者は、当該裁判所に対し、次の(A)から(C)までに掲げるいずれかを適切に提出しなければならない。

(A) 個人のプライバシーの自由及び市民的自由の保護の向上に資する法的論点

(B) 情報収集又は通信技術に関わる情報

(C) 当該裁判所に対し提示される当該争点に関連する他の分野についての法的論点又は情報

(5) 補佐

第(2)号(A)に基づき選任された法廷助言者は、当該法廷助言者を補佐する法廷助言者を、第(1)号又は第(2)号に従い追加して指名又は選任するよう、当該裁判所に依頼することができる。

(6) 情報へのアクセス

(A) 一般規定

第(a)項又は第(b)項に基づき設置された裁判所が、第(2)号に基づき法廷助言者を選任する場合には、当該法廷助言者は、次に掲げるとおり、(i)を行わなければならないが、また、(ii)を行うことができる。

(i) あらゆる先例、請求、違憲確認、訴状、申立て又は裁判所が決定する当該法廷助言者の任務に関連している他の資料へアクセスすること。

(ii) 当該裁判所が、当該法廷助言者の任務に関連すると決定する場合には、任命手続に関連する情報について、第(1)号に従い指名される他の個人と協議すること。

(B) 状況説明

司法長官は、第(1)号に従って指名された個人に対して、この法律の解釈及び説明並びに法的、技術的及びこの法律により権限を与えられた行為に関わる他の争点の解釈及び説明に関連する資料につき、定期的に状況説明を行い、又はそれを提供することができる。

(C) 機密情報

当該裁判所により指名又は選任された法廷助言者は、その個人が、機密情報へのアクセスに適格であり、また、合衆国の国家安全保障と一致する範囲である場合に限り、機密資料、機密情報及び他の資料又は議事録にアクセスすることができる。

(D) 解釈規則

この条の規定のいずれも、当該裁判所により選任される、開示の特権が与えられる法廷助言者に対し、情報の提供が要求されると解釈されてはならない。

(7) 通知

第 (a) 項又は第 (b) 項に基づき設置された裁判所の裁判長は、第 (2) 号に基づき法廷助言者としての役を果たす個人を選任するための、各々の権限の行使を、司法長官に通知しなければならない。

(8) 援助

第 (a) 項又は第 (b) 項に基づき設置された裁判所は、(非弁済ベースである場合を含め) この項を実施するにあたり、行政部門による援助を要求し、又は受けることができる。

(9) 運営

第 (a) 項又は第 (b) 項に基づき設置された裁判所は、第 (1) 号に基づき法廷助言者としての役を果たすよう指名された個人のために、若しくはこの項と矛盾しない方法で第 (2) 号に基づき法廷助言者としての役を果たすよう選任された個人のために、指名、選任、解任、訓練又は他の支援を提供することができる。

(10) 情報の受領

この項の規定のいずれも、第 (a) 項又は第 (b) 項に基づき設置された裁判所の、政府からの若しくは第 (2) 号に基づき選任された法廷助言者からの情報若しくは資料の要求若しくは受領のための能力又は政府との若しくは法廷助言者との連絡のための能力を一方的に制限してはならない。また、いかなる一方的通信又は手続においても、特別な又は高められた義務を制限してはならない。

(j) FISA 裁判所決定の再審理

この法律に基づく命令の発令の後、第 (a) 項に基づき設置された裁判所は、統一性の必要の理由又は第 (b) 項に基づき設置された裁判所による再審理が裁判上の利益に資するという理由から、当該裁判所が決定した係争中の問題の解決に影響しうるいかなる法律上の問題についても、第 (b) 項に基づき設置された裁判所に対し再審理を保証しなければならない。この項に基づく法律上の問題の検討において、第 (b) 項に基づき設置された裁判所は、拘束力のある指示を与えること又は係争中の問題全体について記録全体を送付することを要求することができる。

(k) FISA 再審理裁判所決定の再審理

(1) 検討

第 (b) 項に基づき設置された裁判所の再審理は、合衆国法典第 28 編第 1254 条第 (2) 項の目的のため、控訴裁判所により検討されなければならない。

(2) 法廷助言者による状況説明

第 (1) 号に基づく要求の検討において、連邦最高裁判所は、状況説明若しくは他の援助を提供させるため、第 (i) 項第 (1) 号に基づき指名された法廷助言者又は他の者を選任することができる。

第 1805 条 命令の発令

(a) 必要な事実認定

第 104 条 [合衆国法典第 50 編第 1804 条] による請求を受けて、裁判官が、次に掲げる全ての事実を認定したときは、当該裁判官は請求されたとおりに、又は修正して、電子監視を承認する一方的命令を発令しなければならない。

(1) 連邦職員により既に行われ、司法長官により承認された請求であること。

(2) 請求者が提出した事実を根拠として、次に掲げるいずれの事項についても信ずるに足る相当な理由があること。

- (A) 電子監視の対象者が、外国勢力又は外国勢力のエージェント⁽⁹⁾であること。ただし、いかなる合衆国の人⁽¹⁰⁾も、合衆国憲法第1修正により保護された活動に基づくというだけで外国勢力又は外国勢力のエージェントとみなされてはならないことを条件とする。
- (B) 電子監視が指示されるそれぞれの施設又は場所が、外国勢力又は外国勢力のエージェントによって使用されており、又は使用されようとしていること。
- (3) 最小化手続⁽¹¹⁾の提案は、第101条第(h)項[合衆国法典第50編第1804条第(h)項]に基づく最小化手続の定義に合致すること。
- (4) 提出された請求書に、第104条[合衆国法典第50編第1804条]⁽¹²⁾により必要とされる全ての陳述書及び確認書が含まれていること並びに対象者が合衆国の人である場合には、第104条第(a)項第(7)号(E)に基づく陳述書及び第104条第(d)項に基づいて提出された他の情報に照らして、確認書に明らかな誤りがないこと。
- (b) 相当の理由についての決定
- 第(a)項第(2)号に基づく命令において、相当の理由が存在するか否かを判定するために、裁判官は、対象者の現在又は将来の活動に関わる事実及び状況と同様、当該対象者の過去の活動を考慮に入れることができる。
- (c) 命令の明記事項及び指示事項
- (1) 明記事項
- この条に基づく電子監視を承認する命令は、次に掲げる事項を明記しなければならない。
- (A) 第104条第(a)項第(3)号[第50編第1804条第(a)項第(3)号]による請求において身元が特定又は説明された特定の電子監視の対象者の、判明している場合は、当該身元又はその者に関する説明
- (B) 判明している場合は、電子監視が指示される個々の施設又は場所の特徴及び位置
- (C) 収集のために搜索される情報の種類及び当該監視の対象とする通信又は活動の種類
- (D) 電子監視遂行のための手段及び当該電子監視遂行のために行われる物理的な立入りの有無
- (E) 電子監視が承認される期間

(9) 「外国勢力(foreign power)」は、合衆国法典第50編第1801条第(a)項で定義され、「外国勢力のエージェント(agent of a foreign power)」は、同第(b)項で定義される。「外国勢力」とは、合衆国政府が国家承認しているか否かを問わず、外国の政府やその構成要素、実質的に合衆国の人から構成されない外国や諸外国国民による党派、国際テロリズムに従事する団体等を指す。「外国勢力のエージェント」とは、外国勢力の職員、被用者又はその一員として、合衆国内で活動し、合衆国の国益に反する秘密諜報活動への関与等が疑われる合衆国の人でない者、合衆国で犯罪であるかそうなる可能性があることを知りつつ、外国勢力のための秘密諜報情報の収集活動や国際テロリズム等に携わる者等を指す。

(10) 「合衆国の人(United States person)」は、合衆国法典第50編第1801条第(i)項で定義される。合衆国の国民、合法的に永住権が認められた外国人、主たる会員が合衆国の国民若しくは合法的に永住権が認められた外国人からなる法人格なき社団又は合衆国において設立された法人。ただし、外国勢力の社団又は法人は除く。

(11) 「最小化手続(minimization procedures)」は、電子監視に関して用いられる場合には、合衆国法典第50編第1801条第(h)項で定義される。外国諜報情報又は外国諜報情報に該当しなくても、外国諜報情報の解釈等において必要である情報の取得や提供等の必要上、合衆国の人について、その同意を得ずに秘密裏に入手する情報の収集と保存を最小限度にとどめるための手続(犯罪の証拠として、法執行の目的での保存や提供が必要な情報に関しては認められ、裁判所命令が得られた場合又はその情報が人の死亡若しくは重大な身体的傷害の脅威を示唆するものであると司法長官が判断した場合は、開示や提供、使用、72時間以上の保存等が可能。)

(12) 合衆国法典第50編第1804条は、連邦職員が、合衆国法典第50編第1803条に基づく裁判管轄権を有する裁判所に対して裁判所命令を請求する場合に、請求書に記載すべき事項を定める。

(2) 指示事項

この条に基づく電子監視を承認する命令は、次に掲げる全ての事項について指示しなければならない。

(A) 最小化手続に従うこと。

(B) 特定の通信事業者若しくは他の一般通信事業者、不動産所有者、管理者若しくは他の明記された者又は請求に記載される特定の事実に基づく請求対象者の行為が、明記された者の身元確認を妨害するという影響を与えると裁判所が認定するような状況にある者は、当該請求者の要請に応じて、機密を守り、かつ、当該通信事業者、不動産所有者、管理者又は他の者が、当該電子監視の対象者に提供しているサービスへの支障を最小限度にとどめるような方法で、電子監視を完了するために必要な全ての情報、施設又は技術的支援を、請求者に速やかに供給すること。

(C) 当該通信事業者、不動産所有者、管理者又は他の者が、監視又は支援の提供に関する記録の保存を希望するときは、司法長官及び国家情報長官によって承認された保全手続に基づき保管すること。

(D) 請求者は、通信事業者、不動産所有者、管理者又は他の者が提供した支援に関し、一般的な相場に基づき補償すること。

(3) 特定の命令への特別な指示

この条に基づく電子監視を承認する命令は、当該電子監視が指示される予定の個々の施設又は場所の特徴及び位置が不明である状況では、新規の施設又は場所に監視の指示が開始される日から10日以内に、裁判所に対し、次に掲げる全ての事項に関して通知を提供するよう、申請者に対して指示しなければならない。ただし、60日を上限として、より長期間[の監視]が正当化される十分な理由があると裁判所が認定する場合を除く。

(A) 電子監視が指示される新たな施設又は場所の個々の特徴及び位置

(B) 新たな施設又は場所が、当該監視の対象者により現に若しくは過去に使用され、又は使用されようとしているとの申請者の考えを正当化するため申請者が根拠としている個々の事実及び状況

(C) 最初の申請又は命令に含まれていたものとは異なる最小化手続の提案の陳述書で、当該電子監視が指示される施設又は場所の変更のため必要となりうるもの

(D) 当該命令による許可に基づき実施された又は実施中の電子監視[活動]の合計数

(d) 命令の存続期間；延長；情報の収集、保存又は提供の状況に関する審査

(1) この条に基づき発令される命令は、次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、その目的の達成に必要なとされる期間又は90日間のうち、いずれか短い期間の電子監視を承認することができる。

(A) 第101条第(a)項第(1)号、第(2)号又は第(3)号[合衆国法典第50編第1801条第(a)項第(1)号、第(2)号又は第(3)号]で定義される外国勢力を対象とする電子監視に関するこの条に基づく命令は、請求に明記された期間又は1年間のうち、いずれか短い期間を許可するものとする。

(B) 外国勢力のエージェントを対象とする監視に関するこの法律に基づく命令は、請求に明記された期間又は120日間のうち、いずれか短い期間を許可することができる。

(2) この章[合衆国法典第50編第1801条以下]に基づき発令される命令の延長は、次に該当する場合を除き、最初の命令で要求されたものと同じの方法で提出された延長

の請求及び新規の事実認定において、最初の命令と同一の根拠に基づき付与することができる。

- (A) 第 101 条第 (a) 項 [合衆国法典第 50 編第 1801 条第 (a) 項] 第 (5) 号、第 (6) 号若しくは第 (7) 号で定める外国勢力を対象とする監視又は合衆国の人に該当しない第 101 条第 (a) 項第 (4) 号 [合衆国法典第 50 編第 1801 条第 (a) 項第 (4) 号] で定める外国勢力を対象とする監視のための、この法律に基づく命令の延長は、裁判官が、その期間内に合衆国の人との通信は収集されないと信ずるに足る相当な理由を認めたとときに、1 年を超えない期間を可能とする。
- (B) 合衆国の人でない外国勢力のエージェントを監視の対象とするこの法律に基づく命令の延長は、1 年を超えない期間を可能とする。
- (3) 裁判官は、この法律に基づく命令又は延長によって承認された電子監視の期間が満了となる時点又はそれ以前に、合衆国の人に関する情報の収集、保存又は提供の状況を審査して、最小化手続の遵守状況を評価することができる。
- (e) 緊急命令
- (1) この章 [合衆国法典第 50 編第 1801 条以下] の他のいかなる規定にもかかわらず、司法長官は、次に掲げる全てを行った場合には、電子監視の緊急運用を許可することができる。
- (A) 相当な注意を払って、そのような監視を許可する命令を取得する前に、外国諜報情報⁽¹³⁾を取得するための電子監視の緊急運用に関わる緊急事態の状況が存在することの合理的な判定
- (B) そのような電子監視を承認するための、この章 [合衆国法典第 50 編第 1801 条以下] に基づく命令の発令のための事実に基づく根拠が存在することの合理的な判定
- (C) そのような許可の時点で電子監視を緊急運用する当該判断が行われたことの、第 103 条 [合衆国法典第 50 編第 1803 条] に基づく管轄権を有する裁判官への、直接又は被指名者を通じての通知
- (D) 実施可能な限り早急な、ただし、司法長官が当該監視に権限を与えてから 7 日以内の、この章 [合衆国法典第 50 編第 1801 条以下] に従った第 103 条 [合衆国法典第 50 編第 1803 条] に基づく管轄権を有する裁判官に対する [司法命令発令の] 申請
- (2) 司法長官が、第 (1) 号に基づき電子監視の緊急運用を許可する場合には、司法命令の発令のために、この章 [合衆国法典第 50 編第 1801 条以下] で要求される最小化手続に従うよう要請しなければならない。
- (3) そのような電子監視を承認する司法命令を欠く場合は、当該監視は、搜索されるべき情報が取得できた時、命令の請求が却下された時又は司法長官による許可から 7 日間が経過した時のいずれかのうち、最も早い時点で終了しなければならない。
- (4) この項に基づき行われた請求が却下された場合には、第 103 条 [合衆国法典第 50 編第 1803 条] において規定される再審査を行うことができる。
- (5) そのような請求が却下される場合、又は他の場合であって、当該電子監視が終了

(13) 「外国諜報情報 (foreign intelligence information) は、合衆国法典第 50 編第 1801 条第 (e) 項で定義される。「外国勢力」又は「外国勢力のエージェント」による攻撃又は他の重大な敵対行為、破壊活動又は国際テロリズム、外国勢力の諜報機関若しくは諜報ネットワーク又は外国勢力のエージェントによる秘密諜報活動から、合衆国を守ることに関係する情報 (情報が、合衆国の人に関する場合は、合衆国を守るために必要な情報) 及び合衆国の国防・国家安全保障、合衆国の外交に関する外国勢力や外国の領土に関する情報 (情報が、合衆国の人に関する場合には、これらの「遂行」に必要な情報)。

したが当該監視を承認する命令が発せられないときは、そのような監視から取得されたあらゆる情報又は派生した証拠は、合衆国、州又はその行政的下部組織における裁判所、大陪審、省、局、政府機関、規制機関、立法府の委員会又は他の官署における公判、審理又は他の手続で証拠として受理され、又は別に開示されてはならない。また、そのような監視から収集された合衆国の人に関する情報は、その者の同意なしに連邦の職員又は被用者が、その後何らかの方法でこれを使用し、又は開示してはならない。ただし、当該情報が人の死亡又は重大な身体的傷害の脅威を示唆する場合であって、司法長官が承認するときを除く。

(6) 司法長官は、第(5)号の要件の遵守状況について評価しなければならない。

(f) 合衆国の人でない者に関わる緊急事態

(1) この法律の他の規定にかかわらず、合法的に権限を与えられて、以前は合衆国域外にいと信じられていた合衆国の人でない者を外国諜報情報の取得の対象とすることは、合衆国の人でない当該者が、合衆国内に存在していると合理的に信じられていたときから72時間を超えて継続してはならない。また、当該[情報の]取得は、この法律のこの章又は第3章[合衆国法典第50編第1801条以下又は第1821条以下]に従う。ただし、インテリジェンス・コミュニティを構成する機関の長は、次に掲げる全ての事項を行うこととする。

(A) 合衆国の人でない者を対象とした場合に、他の人の死亡又は重大な身体的傷害の脅威が引き起こされるか否かについての合理的な判定

(B) (A)に基づく決定の司法長官への迅速な通知

(C) 正当な、第(e)項に基づく電子監視の緊急運用又は第304条第(e)項[合衆国法典第50編第1824条第(e)項]による物的搜索の緊急運用の実行可能な限り早急な要求

(2) この項に基づき、官署が外国諜報情報の収集を継続することは、72時間を超えない期間に制限され、また、次に掲げる事項[が行われる]よりも早期に停止しなければならない。

(A) 第(e)項に基づく電子監視の緊急運用又は第304条第(e)項[合衆国法典第50編第1824条第(e)項]による物的搜索の緊急運用

(B) この法律のこの章又は第3章[合衆国法典第50編第1801条以下又は第1821条以下]に基づく裁判所命令の発令

(C) 司法長官による当該収集を終了する指示の発令

(D) 収集を指揮するインテリジェンス・コミュニティを構成する機関の長による第(1)号(C)に基づく要求が是認されないことについての判断

(E) 人の死亡又は重大な身体的傷害の脅威が、それ以後存在しないと合理的に信じるに足るようになるとき。

(3) この項に基づく収集で合衆国の人同意しないものに関する公開されていない情報は、人の死亡又は重大な身体的傷害の脅威について捜査し、それを減少させ又は消滅させる必要がなければ、第(1)号にいう72時間の間は、提供されてはならない。

(4) 司法長官が、第(e)項に基づく電子監視の緊急運用若しくは第304条第(e)項[合衆国法典第50編第1824条第(e)項]による物的搜索の緊急運用の許可を却下する場合、又はこの章若しくは第3章に基づく裁判所命令が取得されない場合には、第(1)号にいう72時間の取得期間に得た情報を保存してはならない。ただし、当該情報が人の死亡又は重大な身体的傷害の脅威を示唆する場合であって、司法長官が承認するとき

を除く。

(5) 第 (e) 項第 (5) 号及び第 (6) 号は、この項に適用しなければならない。

(g) 電子装置のテスト；違法な電子監視の発見；諜報職員の訓練

この章 [合衆国法典第 50 編第 1801 条以下] の他のいかなる規定にもかかわらず、合衆国の職員、被用者又はエージェントは、公務の通常の過程として、司法長官によって承認された手続きに基づき、特定の人々の通信を対象としない電子監視を、次の場合にのみ実施する権限を有する。

(1) 電子装置の性能テストであって、次に掲げる全てを満たすもの

- (A) 偶然に監視の対象となる者であり、その同意を得ることが合理的でない場合
- (B) 装置の性能を判断する上で必要な範囲及び期間を限定したテストである場合
- (C) 収集された通信内容が、装置の性能を判断することのみを目的として保存及び使用され、テストに携わる職員のみが開示され、並びにテストの終了前又は終了後直ちに破棄される場合
- (D) 90 日を超えるテストの実施は、司法長官の事前承認を必要としなければならない。

(2) 電子監視を行う権限のない者によって使用される電子監視装置の存在及び性能を判定するための電子監視であって、次に掲げる全てを満たすもの

- (A) 偶然に監視の対象となる者であり、その同意を得ることが合理的でない場合
- (B) 装置の存在及び性能を調査するために必要な範囲及び期間を限定して電子監視が実施される場合
- (C) そのような監視によって収集された情報が、合衆国法典第 18 編第 119 章 [合衆国法典第 18 編 2510 条以下] 若しくは 1934 年通信法第 705 条 [合衆国法典第 47 編第 605 条] の執行又は違法な監視からの情報の保護のみを目的に使用される場合

(3) 電子監視装置を使用する諜報職員の訓練であって、次に掲げる全てを満たすもの

- (A) 次に掲げる事項が合理的でない場合
 - (i) 偶然に監視の対象となる者の同意を得ること。
 - (ii) この章 [合衆国法典第 50 編第 1801 条以下] により、別に許可された監視活動を行っている者を訓練すること。
 - (iii) 電子監視に従事させることなく、そのような装置の使用の訓練を行うこと。
- (B) 当該装置を使用する職員の訓練に必要な範囲及び期間に限定して電子監視が実施される場合
- (C) その目的いかなを問わず、収集されたいかなる通信内容も保存又は提供されることなく、合理的に可能な限り速やかに破棄される場合

(h) 確認書、請求及び命令の保管

第 102 条第 (a) 項 [合衆国法典第 50 編第 1802 条第 (a) 項] により司法長官が提出した確認書並びにこの章 [合衆国法典第 50 編第 1801 条以下] に基づき行われた請求及び許可された命令は、その確認又は請求の日から最低 10 年間は保管されなければならない。

(i) 法的手段の禁止

電子監視又は物理的搜索のために、この法律に基づく裁判所命令又は緊急支援の要請に従って、情報、施設又は技術支援を提供する有線通信又は電気通信サービスのプロバイダ、不動産所有者、管理者又は他の者（職員、被用者、代理人又は他の明記された者を含む。）に対する訴訟原因は、いかなる裁判所においても認められない。

(j) ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置⁽¹⁴⁾

この章[合衆国法典第50編第1801条以下]に基づき政府が、会話を含む電子監視を実施するために裁判官に請求を行ういかなる場合でも、当該裁判官が、当該請求者の要求に応じ、請求を認めるときは、当該裁判官は、ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用についても許可しなければならず、また、第402条第(d)項第(2)号[合衆国法典50編第1842条第(d)項第(2)号]で示される当該情報の開示を指示しなければならない。

第3節 外国諜報及び国際テロリズム捜査のためのペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置

第1841条 定義

この章[合衆国法典第50編第1841条以下]において使用される次の用語の意味は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 「外国勢力」、「外国勢力のエージェント」、「国際テロリズム」、「外国諜報情報」、「司法長官」、「合衆国の人」、「合衆国」、「人[者]」及び「州」は、この法律の第101条[合衆国法典第50編第1801条]におけるものと同じの意味を有する。
- (2) 「ペンレジスター」及び「トラップ・アンド・トレース装置」は、合衆国法典第18編第3127条において与えられたものと同じの意味を有する。
- (3) 「権利を侵害された者」とは、次の規定のいずれかに該当する者をいう。
 - (A) その者の電話回線が、この章[合衆国法典第50編第1841条以下]により許可されたペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置又は使用の対象とされた者
 - (B) その者の通信機器又は装置に着信する電子的又は他の通信インパルスを捕捉するために、この章[合衆国法典第50編第1841条以下]により許可されたペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用の対象とされた者
- (4)(A) 「特定選択用語」とは、次に掲げるいずれにも該当する用語をいう。
 - (i) 人、アカウント、アドレス若しくは個人の装置又は他の特定の識別子を明確に特定するあらゆる用語
 - (ii) 最大限に合理的な運用が可能な範囲で、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用を求める目的と一致して、情報検索の範囲を制限するため用いられる用語
- (B) (A)に基づく特定選択用語には、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用を求める目的と一致して、合理的な運用が最大限に可能な範囲で情報検索の範囲を制限しない識別子を含まない。そのような識別子とは、次に掲げるいずれかの事項を特定するものである。
 - (i) (A)において規定される特定の識別子の一部として使用されないとき、(第701条で定義する用語としての)電気通信サービスプロバイダ又は(合衆国法典第18編第2711条で定義する用語としての)リモート・コンピューティングサービスを

(14) 「ペンレジスター (pen register)」とは、有線通信や電気通信の送信の機器や設備から、送信先の局番や宛先等を記録する装置やそのプロセスをいう。「トラップ・アンド・トレース装置 (trap and trace device)」とは、受信した有線通信や電気通信の発信者番号や局番等を合理的に特定できるような装置やそのプロセスをいう。ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレースのいずれも、通信内容を情報として取得するものではない。

特定する識別子。ただし、当該プロバイダ自身が、当該使用の根拠となる当該特定選択用語の使用が許可されている捜査の対象となっている場合を除く。

(ii) (A)において規定される特別な識別子の一部として使用されないとき、合衆国、市、カウンティ、州、郵便番号又はエリアコードを含む広域的地理的領域を特定する識別子

(C) (A)において、「アドレス」という用語は、物理的な住所又は電子メールアドレス又は（インターネット・プロトコル・アドレスを含む）一時的に割り当てられたネットワークアドレスのような電子的なアドレスをいう。

(D) この号におけるいずれの規定も、(A)の要件を満たす複合的用語〔マルチプルターム〕又は識別子の使用を除外すると解釈してはならない。

第4節 外国諜報の目的による特定の業務記録へのアクセス

第1861条 外国諜報及び国際テロリズムの捜査目的による特定の業務記録へのアクセス (抄)

(a) 命令の請求；一般的な捜査の遂行

(1) 第(3)号に従い、連邦捜査局長官又は同長官が指名した者（主任捜査官補レベル以上）は、合衆国の人が関係しない外国諜報情報の取得又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止を目的とする捜査のために、有形物（帳簿、記録類、書類、資料及び他の物品を含む。）の提出を求める命令を請求することができる。ただし、合衆国の人については、合衆国憲法第1修正により保護される活動のみを根拠として実施されない。

(2) この条に基づく捜査は、次のとおり実施する。

(A) 大統領令第12333号〔合衆国法典第50編第3001条注〕⁽¹⁵⁾（又は後継の命令）に基づき司法長官により承認された指針に従うこと。

(B) 合衆国憲法第1修正により保護される活動のみを根拠として合衆国の人を捜査しないこと。

(3) 個人を特定しうる情報を含む図書館の貸出記録、図書館の利用者リスト、書籍売上記録、書籍顧客リスト、火器販売記録、税申告記録、学歴又は診療記録の提出を求める命令を請求する場合には、連邦捜査局長官は、連邦捜査局副長官又は国家公安部部長（又は後継の役職者）のいずれかに、そのような請求を行う権限を委任することができる。連邦捜査局副長官又は国家公安部部長は、当該権限を再委任してはならない。

(b) 受領者及び請求の内容

この条に基づく請求は、次のとおり行う。⁽¹⁶⁾

(1) 請求先

(A) この編の第1803条第(a)項によって設置される裁判所の裁判官

(B) [(A)における]裁判所の裁判官に代わり、この条に基づき有形物の提出を求める請求を審理し、及びそのための命令を与える権限を有する、第28編第43章〔合衆国法典第28編第43章〕に基づき連邦最高裁判所首席裁判官により公式に指名された合衆国治安判事

(15) 「合衆国諜報活動（United States Intelligence Activities）」(46 FR 59941)。大統領令第13284号（2003年）、同第13355号（2004年）及び同第13470号（2008年）により改正。

(16) この条の第(b)号から第(d)号まで及び第(i)号は、米国自由法の制定日（2015年6月2日）から180日後に施行される。

(2) 請求に含まれるもの

(A) 捜索対象の有形物の提出の根拠として用いられるべき特定選択用語

(B) (C) に規定する請求以外の請求 ((C) に規定する方法以外の通話詳細記録の提出を求める請求を含む) における事実記載書であつて、捜査対象の有形物が、合衆国の人が関係しない外国諜報情報の取得又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止のため第 (a) 項第 (2) 号に従つて実施される権限ある捜査 (脅威評価を除く) に関連していると信じるに足る合理的な理由の存在を示しており、それらの有形物が、次に掲げるいずれかに関連していることを請求者が示すことにより、権限ある捜査との関連が推測されるもの

(i) 外国勢力又は外国勢力のエージェント

(ii) 当該権限ある捜査の対象である外国勢力のエージェントと疑われる者の活動

(iii) 当該権限ある捜査の対象である外国勢力のエージェントと接触している又はエージェントに知られている個人

(C) 合衆国の人が関係しない外国諜報情報の取得又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止を目的とする第 (a) 項第 (2) 号に従つて実施される、権限ある捜査 (脅威評価を除く) に関連する請求の前又は後に発生する通話詳細記録を継続的に提出するように求める請求の場合、次に掲げる全てを示す事実記載書

(i) (A) に基づき、特定選択用語を根拠として提出される捜査対象の通話詳細記録が、当該捜査に関連していると信じるに足る合理的な理由が存在すること。

(ii) そのような特定選択用語が、国際テロリズム又はその予備における活動に関与する外国勢力又は外国勢力のエージェントと関連があるという合理的で明確な疑惑が存在すること。

(D) そのような請求で要求された当該命令に基づき連邦捜査局が利用可能となったあらゆる有形物の連邦捜査局による保存及び提供に対して適用可能な、第 (g) 項に基づき司法長官が採用する最小化手続の列挙

(c) 承認の一方的命令

(1) この条によって行われた請求を受けて、裁判官が、当該請求が第 (a) 項及び第 (b) 項の要件との合致並びに第 (b) 項第 (2) 号 (D) に従つて提出される最小化手続が第 (g) 項に基づく最小化手続の定義と合致することを認定した場合には、裁判官は、要求されたとおり、又は修正を加えて、当該有形物の放棄を承認する一方的命令を登録しなければならない。そのような命令は、第 (g) 項によって適用される最小化手続に従うことを指示しなければならない。

(2) この項に基づく命令は、次の (A) から (F) までの全てを満たさなければならない。

(A) 命令は、当該有形物が、当該提出の根拠としてそれぞれに用いられる特定選択用語を含み、それらが適正に特定されうるよう十分な特性を持って提出されることが命じられているものであることを説明しなければならない。

(B) 命令は、当該有形物が、集積され、及び利用可能とされうる合理的な期間 [の猶予] を認めた上での、当該有形物の提供を義務付ける日付を含まなければならない。

(C) 命令は、第 (d) 項において説明される原則及び手続について、明確で明白に通知しなければならない。

(D) 命令は、有形物が、大陪審が審査で認めた合衆国の裁判所により発令された文書提出命令令状又は記録若しくは有形物の提出を指示する合衆国の裁判所により発令

された他の命令により取得されうる場合には、有形物の提出のみ要求できる。

(E) 命令は、当該命令が、第 (a) 項において規定される捜査の目的で発令されたことを開示してはならない。

(F) 命令は、第 (b) 項第 (2) 号 (C) において規定される請求の場合には、次に掲げる全てを満たすものでなければならない。

(i) 180 日を超えない期間、1 日ごとの通話詳細記録の提出につき権限を与えていること。

(ii) そのような提出のための命令が、第 (b) 項に基づく請求及び第 (1) 号に基づく司法による認定にまで広げられうると規定していること。

(iii) 第 (b) 項第 (2) 号 (C)(ii) に基づき求められる基準を満たす特定選択用語を用いた通話詳細記録の最初のセットの迅速な提出を、政府が要求できると規定していること。

(iv) (iii) に基づき通話詳細記録の提出のために用いられる特定選択用語によりセッションを特定する情報又はテレホンカード番号を用いた通話詳細記録の 2 セット目の迅速な提出を、政府が要求することができると規定していること。

(v) 当該記録が政府にとって有益な形式で提出されるよう規定していること。

(vi) 当該命令に基づく通話詳細記録の提出を政府が指示する各人に対して、当該提出の秘密を保護し、そのような者が、当該提出の各主題に対し提供するサービスへの干渉が最小限であるような方法で提出を完了するために必要な全ての情報、施設又は技術的支援を速やかに与えることを指示していること。

(vii) 政府に対し、次に掲げるいずれの事項も行うよう指示していること。

(I) 当該命令に基づき提出された全ての通話詳細記録であって、政府が外国諜報情報ではないと決定したものについて迅速な破棄を求める最小化手続の適用

(II) 当該命令に基づき提出された全ての通話詳細記録のそのような手続の規定に従った破棄

(3) この項に基づき発令された命令は、第 (b) 項第 (2) 号の要件を満たす特定選択用語を使用することなく有形物を収集する権限を与えてはならない。

(d) 非開示

(1) この条に基づき発令される命令又は要求される緊急提出によって連邦捜査局が搜索又は入手した有形物は、次に掲げるいずれかの者以外の者に対して開示してはならない。

(A) 当該命令又は当該緊急提出に応じるために開示されることを必要とする者

(B) 当該命令又は当該緊急提出への対応に際し、当該 [有形] 物の提出に関し法的助言又は援助を得るための弁護士

(C) 連邦捜査局長官又は長官に指名された者により許可された他の者

(2)(A) 第 (1) 号によって行われる開示の対象となる者は、この条に基づき指示される命令又は緊急提出の対象である者に適用される非開示要件に、そのような者に対するのと同様の方法に従わなければならない。

(B) 第 (1) 号 (A)、(B) 又は (C) において規定される者に対し、この条に基づく命令又は緊急提出によって連邦捜査局が有形物を搜索し又は取得したことを開示するいかなる者も、そのような [開示された] 者に対してこの項の非開示要件につき通知しなければならない。

(C) 連邦捜査局長官又は長官の指名する者の要求に際しては、第(1)号(A)又は(C)に基づく開示を行い、又は行うことを意図するいかなる者も、長官又は指名された当該者に対し、将来そのような開示の対象となりうる者又は当該請求に先立ち行われたそのような開示の対象であった者を特定しなければならない。

(e) (略)

(f) FISA 命令の司法審査

(1) この項においては、次のとおり定義する。

(A) 「提出命令」とは、この条に基づくあらゆる有形物の提出のための命令をいう。

(B) 「非開示命令」とは、第(d)項に基づき課せられる命令をいう。

(2)～(5) (略)

(g)～(k) (略)

第6節 合衆国域外の特定の者に関わる追加的手続

第1881a条 合衆国の人以外の合衆国域外の特定の者を対象とする手続⁽¹⁷⁾

(a) 許可

他のいかなる法律の規定にもかかわらず、第(i)項第(3)号に従った命令の発令又は第(c)項第(2)号に基づく決定に際し、司法長官及び国家情報長官は、合同で、許可の日から最長1年間、合衆国域外に存在すると合理的に信じられる者を、外国諜報情報の収集のために対象とすることにつき、許可することができる。

(b) (略)

(c) 収集の実施

(1) 一般規定

第(a)項に基づき許可された収集は、次に掲げるいずれにも従う場合にのみ実施しなければならない。

(A) 第(d)項及び第(e)項に従い適用される、対象化手続及び最小化手続

(B) 第(g)項に従う確認書の提出に際しては、そのような確認書

(2) 決定

この号に基づく及び第(a)項の目的のための決定とは、第(a)項に基づく許可が迅速に実施されず、合衆国の国家安全保障に対する重要な諜報が失われ、又は時宜にかなった収集ができないおそれがあり、さらに、そのような許可の実施に先立ち第(i)項第(3)号による命令の発令を行う時間の余裕がなかったために緊急事態が発生したという旨の司法長官及び国家情報長官による決定である。

(3)～(4) (略)

(d) 対象化手続

(1) 手続を採用するための要件

司法長官は、国家情報長官と協議の上、次に掲げる事項につき合理的に計画した対象化手続を採用しなければならない。

(A) 第(a)項に基づき許可された収集は、合衆国域外に存在すると合理的に信じられる者を対象としたものに制限されることを確保すること。

(17) この条は、米国自由法により改正された箇所及びそれらに関連する部分について、最小限の範囲を訳出した。

(B) 収集の時点で合衆国内に存在することが知られていた、送信者及び宛先として意図された全ての受信者に関するあらゆる通信の意図的な収集の防止

(2) 司法審査

第(1)号に従って採用される手続は、第(i)項による司法審査に従わなければならない。

(e) 最小化手続

(1) 手続を採用するための要件

司法長官は、国家情報長官と協議の上、第(a)項に基づき許可された収集のために、第101条第(h)項又は第301条第(4)項[合衆国法典第50編第1801条第(h)項又は第1821条第(4)項]に基づく最小化手続の定義を満たす最小化手続を適切に採用しなければならない。

(2) 司法審査

第(1)号に従って採用される最小化手続は、第(i)項による司法審査に従わなければならない。

(f) (略)

(g) 確認書

(1) 一般規定

(A) 要件

第(a)項に基づく許可の実施に先立ち、(B)に従い、司法長官及び国家情報長官は、外国諜報監視裁判所に対してこの項に従い宣誓して検印した書面による確認書及びそれを確約する宣誓供述書を提供しなければならない。

(B) 例外

司法長官及び国家情報長官が第(c)項第(2)号に基づく決定を行う場合で、第(a)項に基づく許可の実施に先立ちこの項に基づく確認書の提出を行う時間の余裕がないときは、司法長官及び国家情報長官は、実行可能な限り早く、しかし、そのような決定が行われてから7日以内に、当該裁判所に、許可のための確認書を提出しなければならない。

(2)～(6) (略)

(h) (略)

(i) 確認書の司法審査及び手続

(1)～(2) (略)

(3) 命令

(A) (略)

(B) 不備の修正

第(g)項に従って提出された確認書が、必要な全ての要素を含んでおらず、又は第(d)項及び第(e)項に従って採用される手続が、第(d)項、第(e)項又は合衆国憲法第4修正の要求と一致していないと裁判所⁽¹⁸⁾が認定する場合には、裁判所の命令により要求される範囲で、裁判所は、政府の選択により、次に掲げるいずれかを行うよう政府に指示する命令を発令しなければならない。

(i) 裁判所が命令を発令した日の後30日以内に、裁判所の当該命令により特定された不備を修正すること。

(18) 外国諜報監視裁判所。以下同じ。

- (ii) そのような確認書が提出された当該許可の実施を停止し、又は開始しないこと。
- (C) (略)
- (D) 情報の使用の制限
 - (i) 一般規定
 - (ii) において規定するものを除き、(B)に基づく確認書又は手続の不備の修正を裁判所が命令する場合には、合衆国の人に関する不備として裁判所により特定された確認書若しくは手続の一部によって取得される情報又はそこから派生した証拠は、合衆国、州又はその行政的下部組織における裁判所、大陪審、省、局、政府機関、規制機関、立法府の委員会又は他の官署における公判、審理又は他の手続において証拠として受理され、又は別に開示されてはならず、その確認書又は手続の一部によって収集した合衆国の人に関するいかなる情報も、その者の同意なしに連邦の職員又は被用者が、その後何らかの方法でこれを使用し、又は開示してはならない。ただし、当該情報が人の死亡又は重大な身体的傷害の脅威を示唆するものであると司法長官が認めたときを除く。
 - (ii) 例外
 - 政府が、(B)に基づく当該裁判所の命令により特定された不備を修正する場合には、裁判所は、それを目的として裁判所が承認するとおり、最小化手続に基づく修正の日以前に取得された情報の使用又は開示を許可することができる。
- (4) ~ (5) (略)
- (j) ~ (l) (略)

(いび みえこ)